

パートB

第 章：出願人又は名義人による手続

序 文

本章では、協定、議定書及び共通の規則に基づく手続について、国際登録の出願人又は名義人の立場から述べる。

また、これらの規定に基づいて使用しなければならない様式、又は国際事務局がシステムの利用者の便宜のために提供することができる様式、そしてこれらの様式にどのように記載していくか、について説明を行う。

さらに本章ではでき得る限り、国際出願にはじまり国際登録の記録のための手続という国際登録の全容に言及する。その後、国際登録に続いて発生する多様な事柄についてふれる。すなわち、

- 指定締約国等による保護の拒絶
- 国際登録に基づく事後の締約国等の指定
- 国際登録名義人による国際登録に関する変更登録の申請（氏名若しくは名称又はあて先の変更、名義人の変更、限定、放棄と取消）
- 国際登録の更新
- 5年の従属期間中の基礎出願、その後の登録及び基礎登録に影響のある事実と決定
- 指定締約国における国際登録に影響のある事実（無効、限定又はライセンスの記録及び国際登録による国内又は広域登録の代替を含む。）

最後に、ある指定締約国において領域的変更が生じた場合、特定の承継国における国際登録の効果の継続のための手続に言及する。

国際出願

本質的要件

基礎登録又は基礎出願

01.01 マドリッド・システムは、国内又は広域の基礎登録又は出願を登録のための要件としたうえで設立されている。協定のもとでは、標章の国際登録の出願人は、既に本国官庁の標章登録を済ませておかなければならない(基礎登録)。また議定書のもとでは、国際出願は、本国官庁での登録(基礎登録)又は本国官庁へ提出した登録のための出願(基礎出願)をその基礎とすることができる。国際出願は、基礎出願又は登録に係る商品及びサービスのみについて行うことができる。

01.02 ほとんどの場合、国際出願は、国際出願に記載された商品及びサービスを含む単一の登録又は出願をその基礎とすることになる。しかし、国際出願は、国際出願に係る商品及びサービスを含む複数の登録(協定に基づく場合)又は複数の出願及び/又は登録(議定書に基づく場合)をその基礎とすることもできる。それらの複数の基礎出願及び/又は登録は、すべて国際出願を提出する者の氏名又は名称でなければならず、同じ官庁になされたものでなければならない。分かりやすくするために、今後は一の基礎出願又は基礎登録のみに絞って言及していくが、複数の基礎出願及び/又は登録の可能性もある。

本国官庁

02.01 国際出願を提出する前に、出願する資格を有する者は当該国際出願のためにどの官庁を本国官庁とするか決めなければならない。これは国際出願が協定、議定書又はその両方に支配されているかどうかによる。またどの締約国等が指定されているかにもよる。(パラグラフ 03.01 から 03 参照)

規則 1(xxv)及び(xxvi)、

A1 条(3)

02.02 領域拡張のために、国際出願が協定に支配されている限りにおいては、本国官庁は、出願人の本国における、又は出願人の本国に代わって標章の登録に責任を負う官庁と定義される。出願人の本国とは(協定第 1 条(3)において)次のように定義される。:

- (a) 出願人が現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所を有する協定の加盟国
- (b) 出願人が当該国にそのような営業所を有しない場合、出願人が住所を有する協定の加盟国、又は

(c) 出願人が当該国に、そのような営業所も住所も有していない場合、
出願人が国籍を有する協定の加盟国

出願人は、このいわゆる“カスケード(cascade)”に従わなくてはならず、
よって本国官庁を選択する自由はない。例えば、現実に出願人が工業上又は
商業上の営業所を協定の加盟国である他の国に有している場合、出願人が住
所を有する国での登録を基礎に国際出願することはできない。

P2 条(1)()、

P2 条(1)()

02.03 対照的に、国際出願が議定書のみ支配されている場合は、こ
のようなカスケードは適用されない。「本国官庁」は(議定書第2条(2)にお
いて)以下のように定義されている。出願人は、営業所、住所又は国籍に基
づいて自由に本国官庁を選択することができる。これは本国官庁は一つだけ
でなければならないと解釈される。国の官庁の場合、国際出願は、その国の
国民又は居住している者、又はその国に現実かつ真正な工業上又は商業上の
営業所を有する者の誰しもから出願されうる。締約機関の官庁の場合、国際
出願は、当該機関の加盟国の国民、又は当該機関の領域に居住している又は
現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所を有している者の誰しもから出
願されうる。

02.04 “国籍”“住所”“現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所”の
解釈は、締約国等の法律の問題であり、法律が関与する限りにおいてそれぞ
れを規定している。よって本ガイドではこれらをよりよく理解するための手
段のみを提供することとする。

02.05 協定及び議定書に基づく“国民”とは、パリ条約の第2条と同
じ意味を持つものとする。これは自然人と法人の両方を対象とする。その自
然人が特定国の国民であるかどうかという問題と、その法人を当該国の国民
であるとみなすかどうか判断する基準(例えば、会社又は本社の所在地)は、
当該国の法律の問題である。同様に締約国等の法律が、その自然人又は法人
が締約国等に住所を有するとみなすかどうかの基準は何であるかを決定す
ることとなる。運用上、国際出願をする資格は、概して本国における営業所
の存在を前提としているため、法人の国籍又は住所の問題が、稀にはある
が発生してくる。

02.06 “現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所”という表現は、パ
リ条約の第3条から取ったものであり、1897年 1900年にブリュッセル
で開かれた条約改正のための第1回会議で加えられた。元の規則では、単
に“営業所”となっており、非常に広い意味があるので、限定せざるを得な
くなったようである。その意味には、フランス語の“serieux”(英語の“現
実の・real)を用いており、不正な又は架空の営業所は除外することになっ
ている。“真正な・effective”という用語では、営業所は工業上又は商業上
の活動を行う場所(単なる倉庫とは区別する。)でなければならない、ビジネ
スの主要な拠点である必要はないと明らかにしている。(ブリュッセルの会
議では、マドリッド協定のある加盟国が、営業所の条件をビジネスの主要な
拠点に限定する提案を行ったが、採択されなかった。)

02.07 よって企業とは、協定又は議定書の加盟国である多様な国において現実かつ真正な工業上又は商業上の複数の営業所を有するものであると解釈される。このような場合、すべての各国の官庁は、協定及び議定書の両方に基づき本国官庁としての資格がある。

02.08 出願人が国民である締約国等、又は出願人が住所を有している又は営業所を有している締約国等が締約機関の加盟国でもある場合、国内又は広域の出願若しくは登録を基礎として国際出願をすることができる。

国際出願の種類

03.01 国際出願では 3 種類が可能である。(a)協定のみ支配される国際出願、(b)議定書のみ支配される国際出願又は(c)協定及び議定書の両方に支配される国際出願であるが、本国官庁にとって又は出願で指定された締約国に、どちらの条約又は双方（協定及び議定書）が適用されるかによる。原則としては、：

(a) 本国官庁が、協定のみ拘束される国の官庁である場合、協定に加盟する国のみが指定されうる。よって国際出願は協定のみ支配される。

(b) 本国官庁が、議定書のみ拘束される国又は機関の官庁である場合、議定書に加盟する国又は機関のみが指定されうる。よって国際出願は議定書にのみ支配される。

(c) 本国官庁が、協定と議定書の両方に拘束される国の官庁である場合、協定又は議定書（又は両方）に加盟する国、又は議定書に加盟する機関のすべてが指定されうる。この場合、：

- 指定された締約国等のすべてが協定に加盟する国である場合（これらの国の一部又はすべてが議定書にも加盟しているか否かにかかわらず）国際出願は協定のみ支配される。（これはいわゆる保護条項による。）（パラグラフ A.02.16 から 18 まで参照）

- 指定された締約国等のすべてが議定書のみ加盟している場合、出願は議定書のみ支配される。

- 出願が協定に加盟する少なくとも一つの国を指定する場合（その国が議定書にも加盟しているか否かにかかわらず）及び議定書のみ加盟する少なくとも一つの国又は機関を指定する場合、その出願は議定書と協定の両方に支配される。

03.02 出願人は、出願がどのカテゴリー（範疇）に入るか認識することが重要である。これにより、使用する様式、出願の言語及び支払うべき手数料等を決定するからである。さらに、国際出願が議定書にのみ支配される場合のみ、本国官庁への出願（登録とは区別する）をその前提とすることができる。

03.03 要約すると、

(a) 国際出願が協定のみ支配される場合とは、

- 本国官庁が、協定のみ拘束される国の官庁である場合、又は、
- 本国官庁が、協定と議定書の両方に拘束される国の官庁で、かつ、出願人が協定に拘束される国のみを指定している場合（そのうちのいくつかが議定書にも拘束される場合であっても）

国際出願は本国官庁における登録をその基礎としなければならない。

(b) 国際出願が議定書のみ支配される場合とは、

- 本国官庁が、議定書のみ拘束される締約国等の官庁の場合、又は、
- 本国官庁が、協定と議定書の両方に拘束される締約国等の官庁で、かつ出願人が協定により拘束される国を指定していない場合、

国際出願は本国官庁における出願又は登録をその基礎とすることができる。

(c) 本国官庁が、協定と議定書の両方に拘束される締約国等の官庁で、かつ出願人が、協定に拘束される少なくとも一つの国（その国が議定書にも拘束されるか否かにかかわらず）及び議定書のみ拘束される少なくとも一つの締約国等を指定している場合、国際出願は、協定と議定書の両方に支配される。国際出願は、本国官庁における登録をその基礎としなければならない。

複数の出願人

- 規則 8 **04.01** 当事者（自然人又は法人であるかに拘わらず）が複数の場合、共同で国際出願をすることができる。ただし、基礎出願又は登録もこれらの者の共同でなされていなければならない。かつ、
- 国際出願が協定のみに、又は協定と議定書の両方に支配される場合、各出願人の本国（パラグラフ 02.02 に定義されている）は、同じでなければならない。
 - 国際出願が議定書のみに支配される場合、各出願人は、本国官庁のある締約国等に営業所、住所又は国籍を有することが必要である。
- 04.02** 関連要素（国籍、あて先又は営業所）が各出願人とも同じである必要はないが、全員が国際出願を同じ締約国等の官庁へ提出する資格がなければならない。

国際出願の提出

- A1 条(2)、
P2 条(2)、
8 条(1) **05.01** 国際出願は本国官庁を通じて提出しなければならない。本国官庁は、国際出願の手續に必要な事務コストを手数料に含め、本国官庁の収益として、決定及び徴収することができる。
- 規則 11(7) **05.02** 国際出願を官庁を通じて提出せず、出願人自身が直接国際事務局へ提出した場合は、国際出願であるとみなされない。この出願は一切審査されることなく送付者へ返却され、支払われた手数料は全額支払った当事者へ返還される。
- 05.03** 国際事務局は、ファクシミリ又は電子的通信により送信された場合を除き、国際出願の受領を通報することはない。（パラグラフ 1.02.07 と 03.02 参照）

国際出願の言語

- 規則 6(1)(a) **06.01** 協定のみに支配される国際出願は、フランス語で提出しなければならない。
- 規則 6(1)(b) **06.02** 議定書のみに支配される国際出願、又は協定と議定書の両方に支配される国際出願は、英語又はフランス語で提出するものとし、本国官庁の指示に従う。これは、本国官庁は、出願を英語で又はフランス語で提出することを要求することができるということであり、また出願人に英語又はフランス語を選択するよう許可することができるということである。

規則 11(7) **06.03** 言語に関するこれらの条件にそぐわない国際出願を、国際事務局は国際出願であるとみすことはできない。この出願については一切審査を行わず提出した官庁へ返却する。

出願様式

規則 9(2)(a) **07.01** 国際出願は、公式様式で国際事務局へ提出しなければならない。

07.02 国際出願の公式様式を出願人が完成することができる又は完成しなければならないのか、あるいは本国官庁が出願人から供給された情報に基づいて完成するのかは、当該官庁によるものとする。締約国等の本国官庁の中には、国際出願をするための様式を提供している官庁が数ヶ所あり、これらの様式は公式な国際出願の様式とは異なっているが、締約国等の法律で出願人はこの様式の使用を許可又は要求されている。これらの様式は概して締約国等の官庁で許可された言語となっているが、英語又はフランス語であったり、そうでなかったりする。同様に、本国官庁の公式言語ではない言語で国際出願の提出が求められている場合、官庁は、出願人に必要な情報（特に、商品とサービスの一覧）を、国際出願の言語（英語又はフランス語）で提供しよう要求することができる。またその情報を当該言語に翻訳することもできる。

A.I.セクション 2 **07.03** 国際出願の提出には 3 種類の異なった公式様式（MM 1、MM 2 及び MM 3）を用いる。これは、出願が協定のみ支配されているか、議定書のみ支配されているか、協定と議定書の両方に支配されているかによる。国際事務局は、無料で公式様式の写しを締約国等の官庁へ提供しているとともに、WIPO のサイトの「International Marks」のページで入手できる。パート D においても掲載されている。

A.I.セクション 6(a) **07.04** 公式様式については、一般的な見解（パラグラフ 1.04.01 から 04）から検討していく必要がある。特に様式は、タイプライター又は他の機器を使用して読みやすく完成されなければならない。国際事務局は、手書きのものを受け入れることはできない。国際事務局が作成した様式を使用する代わりに、出願人が独自に作成した様式を使用する場合は、パラグラフ I.04.03 の手引きに従うものとする。

07.05 国際出願の 3 種類の様式に大きな差があるわけではない。特筆する場合を除き、次のような事項が 3 様式に適用される。

第 1 欄：当該官庁が本国官庁となる締約国等

08.01 国又は政府間機関の官庁が本国官庁である場合の名称は、例えば、“Garmany”、“Spain” のように表記するものとする。協定又は議定書の 9 条の 4 に基づく共通官庁の場合、その官庁の名称は、例えば、“Benelux” のように表記するものとする。

08.02 出願人が複数である場合、その国の官庁が本国官庁である締約国等の国の名称を1カ国のみ表示するものとする。

第2欄：出願人

識別コード

09.01 国際事務局から、出願人にあらかじめ識別コードが付与されている場合は、そのコードを指定された欄に記入するものとする。国際事務局が出願人にコードを付与していない場合、その欄は空白のまま残して置くものとする。識別コードは合理化、特に出願人と代理人の相応関係に便宜を図ろうとするものである。コードを付与することにより、関係当事者が用いる情報が十分に提供される。

名称

A.I.セクション 12(a)

(b)及び(c)

09.02 出願人が自然人である場合、氏名は、当該自然人が慣例として使用している姓名を、慣例として使用している順序で表記する。出願人が法人である場合、完全な公式名称を記載しなければならない。出願人の氏名がラテン文字以外の表記である場合、国際出願の言語の発音に従い、ラテン文字に置き換えて表記しなければならない。出願人が法人である場合、名称は国際出願の言語へ翻訳して置き換えればよい。

あて先

A.I.セクション 12(d)

09.03 出願人のあて先は、郵便配達を迅速に行うために慣例的な条件を満たすような方法で記載しなければならない。加えて、電話番号、FAX番号及びe-mailアドレスを記載することもできる。

通信のためのあて先

09.04 代理人の氏名又は名称及びあて先が第4欄にあった場合、国際事務局によって出願人又は名義人に送付されるすべての通信は、そのあて先に送付される。第4欄に定められた代理人の氏名若しくは名称及びあて先がなかった場合、第2欄(b)の出願人のあて先へ送付される。第4欄又は第2欄(b)に示されたあて先以外の場所へ通信する場合は、出願人の選択により、“通信のためのあて先”の欄に記載すればよい。しかし、あて先以外の場所へ通信しない場合は“通信のためのあて先”の欄は空白のままでよい。

電話及びファクス番号：e-mail アドレス

09.05 当該番号又は e-mail アドレスは、国際事務局が連絡を取るための番号であり、出願人に連絡がつくものでなければならない。

複数の出願人名を併記する出願

09.06 出願人が複数である場合、もし必要であれば連続用紙を用いて、各出願人の氏名又は名称及びあて先を記入するものとする。

09.07 国際出願を、異なる住所を持つ複数の出願人の連名で提出し、“代理人の氏名若しくは名称及びあて先”又は“通信のためのあて先”とある欄のどちらも記入していない場合、通信は、国際出願で筆頭に氏名若しくは名称を記入した出願人に送付されることとなる。

通信のために好ましい言語

規則 6(2)(b)() **09.08** 議定書のみにより、又は協定と議定書の双方に支配される国際出願の場合、出願人は、国際事務局からの通信を英語又はフランス語で受取ることを表示(関連するボックスにチェックすることによって)できる。出願人が国際出願時の言語で受取りたい場合は、このボックスにチェックする必要はない。これが適用されるのは、国際事務局から発信される通信に関してのみであるという点に注意を要する;国際事務局が拒絶通報のような官庁からの通信を単に送信する場合は、官庁からの受信時の言語で送信される。

規則 6(2)(a) **09.09** 協定のみ支配される国際出願の場合、このような指定の規定はない。通信はすべて必ずフランス語で送付されるからである。

その他の表示

規則 9(4)(b)(i)

&(ii) **09.10** 出願人が自然人である場合は、出願人の国籍を有する国の名称も記載する。出願人が法人である場合、法人の法的性質と法人資格を得た国名(該当する場合、その国内の地域単位も)を記載する。協定のみによって支配される国際出願に使用される様式においては、これらの表示に関する規定は何もない。

09.11 このような表示は、協定、議定書又は規則で要求されているものではない。しかし、それらの表示を要求している締約国等における異議等の不服を先んじて防ぐ為に、国際出願に記載した方がよい*。

第3欄：出願資格

- 規則 9(5)(a) **10.01** 国際出願が協定に（全体又は部分が）支配されている場合（従って MM1 又は MM3 の様式によって提出される。）出願人は、第 3 欄(a)に基づきボックス() () () から優先順位に従って一つだけふさわしいものをチェックするものとする。すなわち、
- 出願人が、国際出願を提出した官庁のある国に、現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所を有している場合、ボックス() をチェックしなければならない。
 - 出願人は、協定に加盟する国に営業所を有してはいないが、国際出願を提出した官庁のある国に住所を有する場合、ボックス() をチェックしなければならない。
 - 出願人は、協定に加盟するどの国にも営業所又は住所を有してはいないが、国際出願を提出した官庁のある国の国民である場合、ボックス() をチェックしなければならない。
- 規則 9(5)(b) **10.02** 国際出願が議定書のみ支配されている場合(MM2 の様式により提出される。) 出願人と国際出願を提出した官庁のある締約国等との関係について、第 3 欄(a)の適切なボックス又は余白を使用して、以下の 1 つを記載するものとする。
- （締約国等が国である場合）出願人は当該国の国民である、
 - （締約国等が機関である場合）出願人は当該機関の加盟国の国民である、
 - 出願人は当該締約国等に住所を有する、
 - 出願人は当該締約国等に現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所を有する、
- これらの選択肢の中から一つだけ選べばよいが、出願人の希望により、複数選択してもよい。

* これまでの国際事務局の認識において、現在どの締約国もこれらの記載を要求していない。

規則 9(5)(c) **10.03** 通常、パラグラフ 10.01 と 02 に述べられているような情報を(国名を記すこと、又はボックスをチェックすることにより) 提供すれば十分である。しかし、出願人が、第 3 欄(a)の適切なボックスをチェックすることにより、国際出願を提出した官庁のある領域に住所を有すると主張しているが、(第 2 欄(b)に記した) 出願人の住所が当該領域にない場合は、出願人は第 3 欄(b)に、領域内の出願人の営業所又はあて先を記さなければならない。

10.04 パラグラフ 04.01 に記した通り、国際出願を複数の出願人の連名で提出する場合、国際出願を提出する資格に関する要件を、各出願人が満たしていなければならない。よって、各出願人の資格に関して適切な情報を提示しなければならない。この情報は連続用紙に記すものとする。独自作成の様式を使用する場合はこの限りではない。

第 4 欄 : 代理人の選任

規則 9(4)(a)()

A.I.セクション 12(d) **11.01** 出願人が国際事務局に対して代理人を立てたいと希望する場合、当該代理人の氏名又は名称及びあて先を様式の代理人の欄に記入するものとする。この情報は代理人に対する通信を送付するに十分なものとし、電話番号とファクシミリ番号及び e-mail アドレスもなるべく記載するものとする。WIPO が事前に代理人に識別コードを付与していた場合、当該コードは与えられた欄に記載するものとする。そうでなければ、この欄を空白にしておくこと。

11.02 代理人の氏名若しくは名称が、ラテン文字以外の文字で表記されている場合、当該氏名若しくは名称を、国際出願の言語の発音に従い、ラテン文字へ置きかえて表示しなければならない。代理人が法人である場合、国際出願の言語に翻訳して置きかえることができる。

11.03 代理人を選任するには、国際出願に代理人の氏名又名称及びあて先を明示しさえすればよい。委任状も、他の書類も国際事務局に送付されてはならない。代理人として誰を選任したらよいか、及び選任の効力など、代理人に関するさらなる情報については、第 1 章を参照のこと。

11.04 国際出願において代理人を選任することによってのみ、代理人は国際事務局に対しての процедуруをすることができるようになる。例えば、本国官庁が保護の拒絶を發した場合など、指定した締約国等の官庁に対しての手續をするために、さらに複数の代理人を選任する必要が生じることがある。このような場合、代理人の選任は、関連する締約国等の条件に支配される。

第5欄：基礎出願又は基礎登録

A1条(2)、

P2条(1)

12.01 協定に（全体又は一部が）支配される国際出願は、本国官庁による登録標章（又は同一標章の複数の登録標章）をその基礎としなければならない。議定書のみ支配される国際出願は、本国官庁による登録又は本国官庁へ提出した登録のための出願をその基礎とすることができる。併せて、複数の出願又は登録（又は、その組み合わせ）もその基礎とすることができる。

3条(1)、

規則 9(5)(a)及び(b)、

12.02 本国官庁によって効力を有した基礎登録は、その登録番号と登録日によって明示されなければならない。この日付は、その官庁が適用する法律に基づいて登録日とみなされる日付とし、官庁が実際に標章をその登録簿に登録した日付である必要はない。例えば、その官庁に適用される法律に基づいて提出日で標章を登録する場合、当該提出日が当該日付となる。本国官庁における登録に基づく国際出願の場合は、基礎出願と混同されるため、当該基礎登録に係る出願番号は記載すべきではない。

規則 9(5)(b)

12.03 本国官庁に出願された基礎出願はその出願番号及び出願日によって明示されなければならない。基礎出願は、国際出願が議定書のみ支配される場合に記載することができる。

12.04 基礎登録又は基礎出願が複数あり、与えられた欄にすべての番号及び日付を記入できない場合、（独自作成の様式を使用する場合を除き）早い方の番号と日付を第5欄に記入すれば良く、残りは連続用紙に記入するものとする。

第6欄：優先権の主張

4条(2)

13.01 先行出願の優先権は、パリ条約第4条に基づいて主張することができる。先行出願は通常基礎出願又は基礎登録として認められた出願である。しかしながら、以下の場合もあり得る：

- パリ条約の加盟国又はパリ条約の加盟国ではないにしても世界貿易機関（WTO）の加盟国において提出された別の出願* 又は、

* これは、WTOの加盟国がパリ条約第4条に準拠する貿易関係知的所有権協定（TRIPS協定）の第2条(1)の義務を負っていることによるものである。

パリ同盟の加盟国間で締結される二国間又は多国間条約に基づく出願は正規の国内における出願と同等に見なされる。^{**}

規則 9(4)(a)() **13.02** 優先権を主張する場合、出願日及び（可能であれば）出願番号と共に、先行出願を提出した国又は地域の官庁名を表示しなければならない。パリ条約の 4 条 D 節に定められた形式に従う必要はない。特に、当初の出願の写しは必要ない。

13.03 優先権を複数の先行出願から主張し、与えられた欄に関連の表示をすべて記入できない場合、（独自作成の様式を使用する場合は除き）最も早いものを第 6 欄に記入し、残りは連続シートに記入するものとする。

13.04 先行の出願が、国際出願様式の第 10 欄に掲載した商品及びサービスのすべてに関連していない場合、当初の出願が、関連しているこれらの商品及びサービスを第 6 欄に表示するものとする。複数の異なった日付の当初の出願が表示されている場合は、各出願が関連している商品及びサービスが明示されなければならない。

規則 14(2)() **13.05** 国際事務局は、国際登録の日より 6 ヶ月以上前の優先権の主張には一切関与せず、このような日付は国際登録簿に記録されない旨を出願人と本国官庁に通報する。しかしパリ条約の 4C(3)条に従い、優先権の主張から 6 ヶ月の期間の最後の日が、本国官庁の開庁日ではなく国際出願が受け付けられない場合、国際登録日として本国官庁の国際出願受領日が適用されている場合に限り、6 ヶ月の期間は、本国官庁の次の最初の開庁日まで延長される。同様に、国際登録日として国際事務局による国際出願受領日、又はこれに続く日が適用される場合に限り、6 ヶ月の期間の最後の日が国際事務局の開庁日の場合は、6 ヶ月の期間が国際事務局の次の最初の開庁日まで延長される。（国際登録の日付については、パラグラフ 28.01 から 06 まで参照）

第 7 欄：標章

規則 9(4)(a)() **14.01** 標章の複製は、様式の第 7 欄のボックス(a)に提示しなければならない。このような複製は、平面図形（写真を含む）の標章として現わさなければならない。この複製は、基礎出願又は基礎登録の標章と同じでなければならない。特に、基礎登録又は基礎出願の標章が白黒である場合、ボックスの複製も白黒でなければならない。同様に、基礎の標章がカラーである場合、このボックスの複製もカラーでなければならない。

^{**} これはパリ条約第 4A 条（2）によるものである。これを根拠に、国際事務局は、インターネット市場における均等化のために、官庁に提出された共同体商標の出願に基づく優先権の主張を記録する。

14.02 出願様式のこの欄のボックスは、8 cm × 8 cm の大きさで、これは国際標章のW I P O 公報における標章の標準的な大きさである。独自作成の様式を使用する場合であっても、標章の複製はボックスに収まるサイズでなければならない。すなわち 8cm × 8cm を越えてはならない。さらに、パラグラフ 14.06 に従い、標章の複製を 2 つ提示する場合、複製は両方とも同じページに提示しなければならない。

14.03 標章の複製は、登録・公報・通報のために十分鮮明なものでなければならない。そうでない場合、国際事務局はこの国際出願を欠陥あるものとして処理する。

14.04 標章の複製は、出願人の選択によりかつ本国官庁の指示に従い、タイプでも、印刷でも、貼り付けでも、他のいかなる手段による複製でもよい。公報に使用されるイメージは出願書類からのスキャニングにより作成されるため、願書に提示された標章そのままが公報に掲載されることとなる。例えば、願書に単にタイプされたものは、そのまま公報に掲載される。

特別な種類の標章

14.05 標章が通常のものでない場合（例えば、立体の標章又は音響標章）、ボックス(a)への複製は、基礎出願又は基礎登録で提示した標章の図解と、厳密に一致するものでなければならない。基礎出願又は基礎登録における複製が、例えば、立体標章の透視図、又は音声標章が従来の音符による場合又は言語による記述である場合、第 7 欄のボックス(a)へ記載するものとする。標章のこの描写的な複製に補足する記述はすべて、第 9 欄に記載するものとする（パラグラフ 15.06 参照）。標章の非描写的複製（立体標章の見本、音響標章の録音など）については、含んではいけない。

色彩の国際登録

3 条(3)、

規則 9(4)(a)(vii)

14.06 出願人が、標章の識別性ある特徴として、色彩を主張しているが基礎登録又は基礎出願の標章の複製は白黒の場合（例えば、本国官庁が色彩の登録又は公告を提供していなかったため）、白黒の複製をボックス(a)に提示することに加えて、色彩の標章の複製はボックス(b)に提示しなければならない。さもなければ、ボックス(b)は空欄のままにしておくものとする。

標準文字(Standard Characters)

規則 9(4)(a)(vi)

14.07 出願人が、標章が標準文字で表されているものと扱われることを望む場合、ボックス(c)をチェックするものとする。標準文字標章は、数개국で“文字標章”と同様なものとされ、“図形的”標章と対立するものとされている。この宣言は指定した締約国等の官庁や法廷を法的に拘束するものではなく、当該領域内でこのような宣言が（もしあれば）どのような効果を有するか判断するのは自由である。特に、当該締約国等で使用されている標準的言語で表されるアクセントのような要素が標章に含まれる場合、その標章は標準文字であるとはみなされない。国際事務局は、標準文字に関する宣言を問題とすることはない。

14.08 標章に特殊文字又は図形的要素が含まれている場合、本ボックスにチェックしてはならない。国際事務局は、標準文字に関する宣言を問題にはしないが、出願人は、指定した締約国の官庁がその標章を標準文字とみなさない場合に、例えば、国際登録が二つの標章（標準文字と特殊文字）をカバーすることを理由として、あるいは単純に何に対して保護を求めているか分からないことを理由として、当該官庁が拒絶できることを承知していなければならない。

第8欄：色彩の主張

3条(3)、
規則9(4)(a)(vii)、
規則9(4)(b)(iv)

14.09 標章の識別性ある特徴として色彩を主張する場合、その旨を該当するボックスにチェックして指摘し、色彩又は色彩の組合せを、言葉で表記しなければならない。基礎登録又は基礎出願において相当する主張がされていようがいまいが、色彩は国際出願において主張することができる。基礎登録又は基礎出願においてそうした主張がされていない場合でも、基礎標章は、国際出願において主張した色彩又は色彩の組合せによるものでなければならない。さらに主張されている色彩に係わる標章の主要な部分を言葉で表示することができる。

規則9(4)(a)(bis)

14.10 基礎登録又は基礎出願の対象となっている標章が、色彩自体又は色彩の組合せで構成されている場合、その旨該当するボックスにチェックして指摘しなければならない。これは、指定した締約国が、その標章が同国の法律によって認められないために、拒絶することができるという事実を害するものではない。

第9欄：その他の表示

(a)音 訳

規則9(4)(a)(xii) **15.01** 標章がラテン文字以外の文字、又はアラビア数字・ローマ数字以外の数字で構成されている、又は含んでいる場合、ラテン文字又はアラビア数字への音訳を提出しなければならない。ラテン文字への音訳は、国際出願の言語の発音に従わなければならない。

(b) 翻訳

規則 9(4)(b)()

規則 6(4)(b)

15.02 標章が、翻訳することができる言語で構成されている、又は含んでいる場合、この翻訳したものを提出した方がよい。国際出願が協定のみ
に支配されている場合、翻訳はすべてフランス語とする。当該出願が(全体
が又は部分的に)議定書に支配されている場合、国際出願の言語には関係なく、
英語又はフランス語又は両方に翻訳することができる。規則では、翻訳
は出願人の選択に任されており、指定された締約国等の官庁による翻訳の要
求よりも優先することになっている。国際事務局は標章の翻訳の正確さをチ
ェックすることはなく、翻訳が無いことを指摘することも、事務局の翻訳を
提示することもない。

(c) 標章が翻訳できないことの明示

15.03 出願人が、標章に表示されている単語又は語句を翻訳できないと
考える(すなわち、それらが造語である)場合、その旨適切なボックスにチ
ェックして明示することができる。これは、指定された締約国*による翻訳
の要求又は翻訳不能の確認の要求に先だって予め行うことを意図している。

(d) 特殊な標章

規則 9(4)(a)(viii)

(x) 15.04 標章が立体標章、音響標章、団体標章、証明標章、保証標章で
ある場合、この旨を適切なボックスをチェックすることにより表示するもの
とする。この表示は基礎登録及び基礎出願において示されている場合のみで
きる。

15.05 団体標章、証明標章、保証標章の場合、当該標章の使用を規定
する定款は国際出願の一部として要求されておらず、国際出願と共に国際事
務局へ送付できない。しかし指定された締約国等は、このような定款を提出
するよう要求することができる。当該締約国等での拒絶を防ぐために、出願
人は国際登録の証明書を受理したらず、当該締約国等の官庁へ必要な書類
を直接送付しておけばよい。

(e) 標章の記述

規則 9(4)(a)(xi)

15.06 基礎出願又は基礎登録に標章についての記述がある場合、出願
人が希望し又は官庁が要求するときは、同様の記述を該当する欄に記載する
ことができる。またこのような記述において、基礎出願又は基礎登録に記し
てあることを条件として、当該標章は、ホログラム標章のように様式上にあ
る標章以外の種類の標章(パラグラフ 15.04 参照)であると示すことができ
る。基礎出願又は基礎登録の記述が国際出願の言語以外の言語で表記されて
いる場合には、この欄の記述については国際出願の言語でなければならない。

* 特に、シンガポールを指定する出願人を標章の英訳を含めることが望ましい。

15.07 基礎登録又は基礎出願においてこのような記述が含まれている場合のみ、国際出願にもその記述を含ませることができることを強調する必要がある。そのうえ、それは標章の記述でなければならず、例えば、標章の使用又は著名性に関する陳述を含むものではない。

(f) 標章の称呼

15.08 国際事務局は、(第7欄における複製から)その標章に不可欠と思われる称呼を保存する。これは、ROMARIN データベースに含まれており、通報及び通信において登録された国際登録の同一性を確認するために使用される。しかし標章が特殊文字又は手書きである場合、国際事務局によって単語又は文字が誤解される危険がある。

そのうえ、標章が沢山の文字で書かれた事項を含んでいる場合(例えば、標章がラベルで構成されている場合)何を保存すべきかが明確ではない。従って、出願人はその標章に不可欠と思う文字要素を指摘することができる。しかし、そうした指摘は、全く参考情報としてであり、いかなる法的効力を有するものではないことになっている。第7欄で標準文字のボックスにチェックした場合、この指摘をすることはできない。

(g) ディスクレーム

規則 9(4)(b)(v)

15.09 出願人が、標章のいかなる言語学的要素の保護のディスクレームを望む場合、適切なボックスにチェックしなければならず、また保護をディスクレームした要素又は諸要素を表示しなければならない。この目的は、指定締約国によるディスクレームを国際登録簿に含めるという要求に先だって予め行うためである。しかし、ディスクレームが国際出願に含まれる場合には、それは国際登録全体に関するものでなければならず、そのディスクレームを一部の締約国に対してのみ行なうことはできない。

15.10 基礎登録又は基礎出願において相当するディスクレームがなされていなくても、構わない。逆に、基礎登録又は基礎出願においてディスクレームされている場合に、国際出願にそれを含める義務はない。

第10欄：国際登録を求める商品及びサービス

規則 9(4)(a)(xiii)

16.01 標章の国際登録を求める商品及びサービスの名称が表示されなければならない。これらの商品及びサービスは国際分類の適切な類に分類され、各類の頭には類番号を付し、当該分類の類順に記載されなければならない。商品及びサービスは、なるべく国際分類のアルファベット順のリストにある用語を使用して正確な用語で表記されなければならない。必要ならば、連続用紙を使用し、適切なボックスをチェックするものとする。

16.02 この商品及びサービスは、基礎登録又は基礎出願のものよりも限定することができる。しかし、異なった又は拡大した商品及びサービスを表示することはできない。これは、全く同じ用語を使用しなければならないということではない。すなわち国際出願で使用する用語は、基礎登録又は基礎出願で使用する用語と同等か、又は同じ範囲の中に収まらなければならない。

規則 9(4)(b)(v)

16.03 国際出願は、一又はそれ以上の指定締約国に係わる商品及びサービスの限定を含むことができる。その限定は、第10欄(b)において表示しなければならない。その限定は締約国により異なってもよい。個別手数料が支払われる指定された締約国に係わる限定は、その手数料額を計算する際に考慮されることになっている。対照的に、限定は支払われるべき追加手数料の数には影響を与えない。例えば限定が全ての指定締約国についてなされたとしても、第10欄(b)において表示された商品及びサービスは国際登録簿に含まれ、事後指定の対象とすることができる。したがってそれらは追加手数料を計算する際に考慮される。

規則 6(4)(a)

16.04 国際出願が議定書によって（全体が又は部分的に）支配される（よって、英語とフランス語の両方で公開される）場合、これらの商品及びサービスについてそれらの言語のうちの他の言語へ翻訳したものを、国際出願に添付することができる。国際事務局はこのような翻訳を正しいものとして受理することに拘束されないが（パラグラフ 32.03 参照）特に基礎登録又は基礎出願の商品及び役務の表示が英語又はフランス語以外の言語である場合、この翻訳は出願人の意思を反映させたものであることを、事務局に保証する助けとなりうる。

第11欄：指定締約国等

規則 9(4)(a)(xv)

17.01 出願人が標章を保護したいと希望する国又は機関については、第11欄の適応するボックスをチェックすることにより指定するものとする。独自作成の様式を使用する場合は、指定締約国等の名称を記入するものとする。

17.02 公式様式のボックスにない締約国等の名称は、様式が印刷された後に協定又は議定書に批准又は加入しているものであるが、批准又は加入が効力を有するものとなったことを条件に、記入することができる。

17.03 官庁が本国官庁である締約国等と同じ条約（協定又は議定書）に加盟している国又は機関のみが指定されるものとする。出願人の指定した国又は機関が、

- 議定書のみ加盟しており、本国官庁の国が協定のみ加盟している場合、
- 協定のみ加盟しており、本国官庁の国が議定書のみ加盟している場合、又は、
- 協定にも議定書にも加盟していない場合、

国際事務局は指定を無視し、かつ出願人にその旨を通報する。

標章を使用する意思の宣言書

規則 9(5)(f)

17.04 議定書に基づいて指定された締約国が、規則 7 (2)に基づいて、出願人本人が署名し公式様式とは別個の様式で作成した標章を使用する意思の宣言書を要求する旨を事務局長に通報している場合は、当該宣言書を国際出願に添付するものとする。宣言書の言語に関する締約国等の要求には従わなければならない*。

17.05 締約国等が使用意思の宣言を要求しているが、署名すること及び別個の様式での申請を要求していない場合、別段の処置は必要ない。国際出願の注釈で指摘した通り、このような締約国等を指定することにより、出願人は、本人又は本人の承諾により当該標章を国際出願に係る商品及びサービスについて当該締約国において使用する意思があることを宣言することができる。

第 12 欄：出願人又は代理人の署名

規則 9(2)(b)

18.01 本国官庁は、出願人又はその代理人に国際出願に署名することを要求又は許可することができる。国際事務局は、第 12 欄に署名がないことを問題とすることはない。

A.I.セクション 7

18.02 出願人又はその代理人による署名はすべて、印章の押印により代えることができる。この場合、印章を押印した人物の氏名の綴りを表示する必要はない。

第 13 欄：本国官庁による証明及び署名

規則 9(2)(b)、

規則 9(5)(d)

19.01 この欄は出願人に関することではない。本国官庁は、国際出願へ署名し、国際出願の願書を受理した日付（又は出願を受理したとみなされる日付(パラグラフ 21.02 及び 21.04 参照))を証明しなければならない。また、国際出願と基礎登録又は基礎出願との関係に関わる一定の事実も証明しなければならない。(パラグラフ .07.20 参照)

* 2002 年 1 月 1 日現在、パラグラフ 17.04 に関する条件を通報した締約国等はない。

手数料計算表

以下のパラグラフは、パラグラフ 1.08.01 から 11 までの国際事務局への手数料の支払いの一般的注意事項と共に読まれるべきである。

規則 9(4)(a)(xiv) **20.01** 公式様式の手数料計算表に表示されるべき事項。

- 国際事務局に開設された口座より必要額を引き落とす委任と、指示を行う者の特定、又は、
- 支払われる手数料総額、支払方法、支払う者の特定

支払うべき手数料

20.02 国際出願に関連して支払われるべき手数料は、基本手数料、指定された締約国等に基づく 1 又はそれ以上の付加手数料又は個別手数料、及び場合により関連する商品とサービスの類の数に基づく 1 又はそれ以上の追加手数料である。

8 条(2) **20.03** 協定の 8 条(2)及び議定書の 8 条(2)において、国際出願に関する支払われるべき手数料は、以下の通り規定されている。

- 基本手数料
- 各指定締約国毎の付加手数料
- 3 クラスを超えた場合の商品とサービスの各々ごとの追加手数料

P8 条(7) **20.04** しかし、議定書の 8 条(7)において、締約国は、個別手数料を受領したい旨を宣言することができる、と規定されている。この手数料は、指定が議定書に基づいている場合、付加手数料に代えて支払われる手数料である。しかし、当該指定締約国が、協定および議定書の両方の加盟国であり、またその官庁が本国官庁である締約国が協定の加盟国である場合、保護条項(パラグラフ A.02.16 から 18 を参照)に従い、指定は議定書ではなく協定に基づいて行なわれる。従って、支払われる手数料は個別手数料ではなく、付加手数料である。

規則 34(3)

20.05 個別手数料を要求する締約国は、1 回目を国際出願の提出時に、2 回目を当該締約国の法律に従って決められる後日の 2 回に分けて支払を要求することができる*。実際のところ、2 回目分は当該官庁がその標章が保護される資格を有していることに納得した時に支払われることになっている。換言すると、個別手数料の 2 回目分の支払いは、国内出願の場合の登録手数料の支払いのようなものである。国際出願を提出する段階で、この要求の唯一の実際効果は、支払い額が個別手数料の 1 回目分に相当する額で済むということである。2 回目分の支払い期限が到来すると、名義人は国際事務局によって通知される。

20.06 要約すると、国際出願に関連する支払手数料は次のようになる。:

- 基本手数料
- 議定書に基づき指定された締約国等が、個別手数料の支払いを要求する国である場合(パラグラフ 20.04 参照) その手数料
- 個別手数料の支払いを要求しない各指定締約国ごとの付加手数料、
- 3 クラスを超えた商品及びサービスの類ごとの追加手数料、しかし、指定した締約国等がすべて個別手数料の支払いを要求する締約国等である場合(パラグラフ 20.04 参照) 追加手数料は請求されない。

* 2002 年 1 月 1 日現在、いずれの締約国からもこの要求の通報はされていない。

20.07 基本、追加及び付加手数料の金額は、料金表に規定されている（パート D 参照）。基本手数料の金額は、標章が色彩であるか否かにかかっており、標章の複製、又は複製のひとつが（パラグラフ 14.06 参照）色彩である場合、手数料が高くなる点、注意しておく必要がある。印刷時点における最新の個別手数料の額は、パート C で示されている。最新の額に関しては、利用者は公報および WIPO 国際標章サイトで見ることができる。同サイトでは、指定締約国及び商品並びにサービスの類の数の考え得る全ての組み合わせに対応する料金計算ソフト（特定の締約国に関する限定を含む）を利用することもできる。

国際事務局の口座からの引き落としによる支払

20.08 国際事務局に開設した口座からの要求された金額の引き落としは**、手数料計算表のパート(a)にあるボックスをチェックするものとし、さらに、口座の名義人、口座番号、引き落としの当事者を指定するものとする。この支払い方法を採用すると、請求する額を指摘する必要はなく、事実、この支払い方法の有益さの一つとして、出願人又はその代理人が計算した手数料が誤りであった場合、手続違背のリスクを避けることができる点が挙げられる。とはいえ、国際事務局の口座より特定額の支払いを指示することもできる。この場合、支払総額は、手数料計算シートのパート(b)に記すものとし、国際事務局の口座よりその額を請求する指示については、当該シートの同じくパート(b)に記すものとする。

国際事務局の口座からの引き落とし以外の別段の支払

20.09 支払総額は、手数料計算表のパート(b)の該当するボックスに指示しなければならない。さらに、総計が誤りであった場合に国際事務局が誤りを識別できるように、総額とできれば支払い手数料の番号を手数料計算シートの所定の欄に提示するものとする。

20.10 支払を行う当事者（出願人、代理人、又は本国官庁）の識別は、手数料計算シートのパート(b)の所定欄に提示するものとする。国際事務局が支払が不足していると判断した場合、又は出願が放棄され、あるいは取り下げられ、全額又は一部を返却すると判断した場合、国際事務局が通報を行うのはこの支払いを行う当事者であるため、誰が手数料を支払うのか識別できることが肝要である。

** 国際事務局における当座勘定の開設、利用及び決算の方法に関してはパート D で述べられている。

* 1999 年 2 月 1 日現在、協定の 14(2)条に基づく宣言をした国は中国（1989 年 10 月 4 日、加盟有効）のみであり、議定書の 14(5)条に基づく宣言をした国は、ハンガリー（1997 年 10 月 3 日、加盟有効）エストニア（1998 年 11 月 18 日、加盟有効）トルコ（1999 年 1 月 1 日、加盟有効）のみである。

20.11 手数料の支払い方法（パラグラフ 108.05 参照）は、手数料計算表のパート(b)にある該当するボックスをチェックすることにより指定するものとする。

国際出願の時期尚早な申請

21.01 協定に基づく場合、国際出願は本国官庁の登録簿に記録された登録標章のみをその基礎とすることができる。国際出願の基礎となる標章が記録される前に、(独占的に又は部分的に)協定に支配される国際出願の申請をその官庁が受け取った場合、その官庁はこの出願を時期尚早であるとみなす。よって、次のように処理する。

規則 11(1)(a)

21.02 国際出願が協定のみ支配されている場合、基礎の標章が登録されるまでは、指定されたいかなる国に対してもその手続を進めることはできない。よって本国官庁は、基礎の標章を登録するまで国際出願を保留としておく。その出願は、基礎の標章が実際に本国官庁の登録簿に記録された日に、受理されたものとみなされる。協定に基づく場合、このような運用は頻繁にある。官庁が比較的速く領域内における出願の保護を登録する国、又は法律により出願人の国内登録を基礎とした国際出願の提出手続を推進している国では、出願人は、本国官庁へ基礎登録のための出願と、基礎の標章が登録されたらすぐに国際事務局へ国際出願を提出するという旨の申請を同日に行うと都合の良いことがよくある。

規則 11(1)(b)、
規則 11(1)(c)

21.03 国際出願が協定と議定書の両方に支配される場合、出願は、議定書に基づいて行われる指定に関する限り時期尚早ではない。よって本国官庁は、協定に支配されるこれらの指定を削除し、国際出願を議定書のみ支配される出願として手続を行うことを認めるよう要求される。出願を協定と議定書の両方に支配される出願として扱うよう、出願人が明確に請求する場合はこの限りではない。後者の場合、基礎の標章が登録されたら直ちに国際出願を進めることができる。(従ってパラグラフ 21.02 に記述されているように取り扱われる。)

21.04 協定に基づいて行われた指定が削除された場合、議定書に基づいて指定されたこれら締約国等のための国際登録の日付は、本国官庁が国際出願を受理した日付となる(国際事務局が、国際出願を、又は国際登録の日付に影響のあるあらゆる欠陥に関する事項を、国際出願の日から 2 ヶ月以内に受理することを条件とする。)(協定に基づく)指定が削除されたこれらの国々は、基礎の標章が登録されたら直ちに、規則 24 に基づく事後の指定の対象となりうる。事後の指定の有効日に関する規則 24(6)が適用される。一方、出願人が、出願は協定と議定書に基づくものとして扱われることを明確に要求した場合、本国官庁は、基礎の標章が登録されるまでこの出願を保留とし、すべての指定の有効日は、基礎の標章を実際に本国の登録簿に登録した日となる。(国際事務局が、国際出願を、又は、国際登録の日付に影響のあるあらゆる欠陥に関する事項を、国際出願の日から 2 ヶ月以内に受理することを条件とする。)

21.05 協定に支配される指定と議定書に支配される指定の両者を含む国際出願を希望する者は、基礎の標章が本国官庁にまだ登録されていない場合には、本国官庁に国際出願の申請を提出する前に、これら 2 つの方法について長所と短所を考えあわせなければならない。

21.06 国際出願において、出願又は登録が前提となっている場合はすべてパラグラフ 21.01 から 05 が適応される。国際出願が協定に（独占的又は部分的）に支配されている場合、その（又はそれぞれの）出願が登録されるまで手続は進められることはない。あるいは出願人は出願及び関連する商品やサービスへの言及を削除することを決定できる。

21.07 国際出願が議定書のみ支配される場合、このような問題が起きることはない。

国際出願の欠陥

22.01 国際事務局は、提出された国際出願に欠陥があると判断する場合は常に、その旨を本国官庁と出願人の両方に通報する。欠陥の是正の責任は本国官庁にあるのか出願人にあるのかは、その内容次第である。

22.02 欠陥には 3 つの種類があり、異なった規則による是正の方法がある。それは、

- 商品及びサービスの分類に関する欠陥
- 商品及びサービスの表示に関する欠陥
- その他の欠陥

商品及びサービスの分類に関する欠陥

23.01 国際出願に記載された商品及びサービスの類及び分類に対する責任は、最終的には国際事務局にあり、国際事務局は、本国官庁との意見の不一致を解決するよう試みなければならない。その過程で、国際事務局は、出願人に適切な情報を提供し、本国官庁との調整の道を与える。

規則 12(1)(a)

23.02 国際事務局が、商品及びサービスが適切なクラスに分類されていないと判断する場合、又は類番号を付していないと判断する場合、又は類番号が誤りであると判断する場合、独自の提案を行い、本国官庁へ通報を行い、その写しを出願人へ送る。

A4 条(1)、

P4 条(1)(b)

特定の商品及びサービスが 1 以上の類に分類される可能性があり、1 の適切な類のみが表示されている場合、国際事務局は、欠陥とはみなさない。その商品又はサービスがその 1 つの類のみに言及されているものと推定される。このような解釈は指定された締約国等の標章の保護の範囲の決定に関して、拘束するものではない。

規則 12(1)(b)

23.03 また通報には、もしあれば類や分類に関する補正の提案の結果、支払うべき金額が提示される。国際出願で表示した商品及びサービスが、国際出願で表示する国際分類の類の数より多い類に属すると国際事務局が判断した場合、追加した類の分として追加の追加手数料及び / 又は個別手数料が支払われなければならない。さらに商品及びサービスの分類、及び間違っていた類の再分類に当たった国際事務局への手数料(料金表第 4 項に明記されている。)も支払われなければならない。しかし、この項に基づく総額が、料金表の最低額（現在では 150 スイス・フランク）より少ない場合、その

額を支払う必要はない。

23.04 この通報に従った手続は、全面的に国際事務局及び本国官庁の責任である。しかし出願人は、伝えられる情報により本国官庁に問い合わせることができる。しかしながら国際事務局は、出願人から提案や意見を直接受けることはできない。

規則 12(2)

23.05 本国官庁は、この提案の通報の日付から3ヶ月以内に、提案された類及び分類について国際事務局へ意見を述べることができる。出願人は国際事務局から伝えられた情報に基づいて本国官庁へ問い合わせをしたり、本国官庁から意見を求められたりできるから、国際事務局への意見は出願人の意見と同じであったり、出願人の意見に基づくものであったりする。しかし本国官庁は、提案に対して意見を述べる義務はない。

規則 12(3)

23.06 提案の通報の日から2ヶ月以内に、本国官庁が提案に対して意見を伝えない場合、国際事務局は本国官庁と出願人の両方に提案を繰り返す催告を送付する。この催告の送付は23.05にいう3ヶ月の期間に影響を与えない。

規則 12(4)-(6)、
規則 12(7)(c)

23.07 本国官庁が国際事務局の提案に対して意見を述べる場合、国際事務局はこの意見を考慮し、提案を取り下げるか修正するか追認するかを判断する。その後、その旨を本国官庁に通報し、同時に出願人に通報する。国際事務局が提案の修正を決定した場合、その旨の通報には、支払わなければならない手数料すべての総額の変更も表示する。国際事務局が提案を取り下げる場合、事前に請求された追加の金額はすべて支払わなくてもよい。既に支払ってある場合は、支払った当事者に返還する。

規則 12(7)(a)&(b) **23.08** 再分類を提案された後、必要となる追加手数料は次の期間内にすべて支払わなければならない。：

- 本国官庁が国際事務局の提案に対して意見を通報していない場合、かかる提案の通報から 4 ヶ月以内、又は
- 本国官庁が意見を通報した場合、国際事務局がかかる提案を修正するか又は追認するかの決定を通報した日から 3 ヶ月以内、

所定の期間内にこれらの手数料が支払われない場合、国際出願は放棄されたものとみなされる。この場合、国際事務局はその旨を本国官庁に通報し、かつ出願人に通報する。出願人が追加分の個別手数料又は追加手数料を支払うかわりに、国際出願から 1 又は複数の類を取り下げることを選択するときは、このような決定は本国官庁が国際事務局へ通報するものとする。

23.09 これは、出願人は通常何もしなくてもよいということではない。追加の手数料を支払うことになり、最初の通報から 2 ヶ月後に（出願人には通報されている。）出願人が国際事務局の催告を受け取った場合、本国官庁に問い合わせ、国際事務局の提案に対して意見を述べる意思があるかどうか確かめるものとする。また出願人は、国際事務局が、追加の手数料の支払又は複数の類（又はその組み合わせ）を取り下げる指示を、かかる期間の終了前に受け取ったかどうか確認するものとする。本国官庁が手数料を徴収し国際事務局へ送金することに同意している場合であっても、状況次第では、国際事務局へ直接金額を支払う方が望ましい。

規則 12(8)

23.10 追加の手数料が支払われなかったために、国際出願が放棄されるものとみなされた場合、国際事務局は国際出願のために既に支払われた手数料を、手数料を支払った当事者（出願人のこともあれば、その代理人又は本国官庁のこともある。）へ、白黒の登録のための料金表に基づいて負担される基本手数料の半額に当たる手数料を差し引いた後、返還する。

規則 12(9)

23.11 国際事務局が商品及びサービスの分類及び類別に関する提案を行なった場合、国際事務局はその提案に関する意見が本国官庁によって通報されようがされまいが、正しいと思う分類及び類別に従ってその標章を登録するものとする。

商品及びサービスの表示に関する欠陥

- 規則 13(1) **24.01** 国際事務局が、商品及びサービスの表示に使用された用語が、分類の適用上、曖昧過ぎる、不可解である、言語として誤りであると判断する場合、その旨を本国官庁に通報し、かつ同時に出願人に通報する。用語の代替案又は用語の削除を表示することができる。
- 規則 13(2)(a) **24.02** 本国官庁は、通報から3ヶ月以内に、欠陥の是正を提案することができる。出願人は本国官庁に意見を伝えることができ、又は、本国官庁は出願人の意見を要求することができる。国際事務局は、本国官庁の提案が受理できるものである場合、又は本国官庁が国際事務局の提案を受け入れることに同意する場合は、しかるべく用語を変更する。
- 規則 13(2)(b) **24.03** 所定の期間内に国際事務局が受理できる提案を提出できない場合、2つの方法がある。本国官庁が、用語を分類すべきであると考える類を特定したならば、国際事務局は、国際出願に表示された用語と同じものを国際登録の中に含ませるものとする。しかし国際登録は、国際事務局の意見として、場合によってはその用語が分類のためには曖昧過ぎる、又は不可解である、又は言語的に誤りである旨の表示を含むものとする。しかし類を特定しなかったならば、国際事務局は用語を削除し、しかるべく本国官庁へ通報し、かつ出願人へ通報する。

その他の欠陥

25.01 一定の欠陥については、出願人ではなく、本国官庁が是正することができる。他にも規則で、本国官庁又は出願人が欠陥を修正できるように定めてある。

本国官庁が是正すべき欠陥

- 規則 11(4) **25.02** 通報後3ヶ月以内に本国官庁が是正すべき欠陥が多くある。是正されない場合、国際出願は放棄されるものとみなされ、本国官庁にはその旨通報される。(パラグラフ 10.01 参照)出願人にも同じように通報される。
- 25.03** これらの欠陥のいくつかは、本国官庁に直接関係した事柄である。その他、例えば国際事務局が、国際出願を行う出願人の資格に関して欠陥があると判断する場合、出願人との相談が必要である。

本国官庁又は出願人が是正することができる欠陥

- 規則 11(3) **25.04** この規則では手数料についてのみ定めてあり、国際出願の手数料を本国官庁を通じて支払った場合についてのみ考えてある。このような場合、国際事務局が受け取った手数料額が請求金額より少ない場合、不足する額を指摘して、その旨を本国官庁と出願人の両方に通報する。通常、本国官庁は出願人に必要な支払いを処理するよう任せる(国際事務局へ直接支払う、又は再び本国官庁を通じて支払う)。代わりに本国官庁が不足分を支払い、出願人と額を清算して処理することもできる。不足額が、通報の日から後3ヶ月以内に支払われない場合、国際出願は放棄されたものと判断され、国際事務局はその旨を本国官庁と出願人の両方に通報する。

出願人が是正すべき欠陥

規則 11(2)(a)

25.05 本国官庁により、又は本国官庁又は出願人により、是正されるべきであるとしてあげた事柄以外に欠陥があると国際事務局が判断した場合、そのような欠陥は出願人が是正しなければならない。このような場合、国際事務局は出願人に通報し、さらに本国官庁にも通報する。このような欠陥には、例えば次のようなものがある。

- 出願人又は代理人について与えられた情報が、全ての要求事項を満たしていないが、国際事務局が出願人を特定し、代理人と連絡を取るのに十分な情報の条件を満たしている場合：例えばあて先が不十分である、必要な音訳がない等

- 優先権に関する表示指定が不十分である。例えば、先の出願日の日付がない、又は優先権の主張に係る商品及びサービスが国際出願に入っていない等

- 標章の複製が十分に鮮明でない。

- 国際出願に色彩の主張があるが、様式の第7欄に、標章の色彩付の複製がない。

- 標章がラテン文字以外の文字、又はアラビア数字以外の数字で構成されている、又は含まれているにもかかわらず、国際出願に音訳がない。

- 国際出願において、1又は複数の指定された締約国等について商品及びサービスについての限定があり、その限定が商品及びサービスの主たる表示に入っていない商品及びサービスの類に関するものである。

- 出願人又はその代理人が国際事務局へ直接支払った手数料の金額が不十分である。

- 国際事務局が口座からの引き落としのために手数料支払いの指示を行ったが、必要額が口座から引き出せない。

- 手数料が全く支払われていない。

規則 11(2)(b) **25.06** そのようななどの欠陥も、国際事務局によって送付された欠陥の通報の日から3ヶ月以内に出願人によって是正されるべきである。所定の期間内に優先権の主張に関する欠陥が是正されない場合、優先権の主張は国際登録簿に記録されないこととなる。他のどのような場合でも、国際出願が規則の要件を満たさないときは、許される期間内にその欠陥が是正されないとして国際出願は取り下げられたものとみなされ、国際事務局はその旨を出願人と本国官庁に通報する。

規則 11(5) **25.07** 欠陥の是正がなされず、国際出願が放棄されることになった場合、国際事務局は、白黒で登録するための基本手数料の半額に等しい額を差し引いた後、支払われた手数料を返還する。

25.08 国際出願が指定できない締約国等を指定している場合(例えば、その締約国等が議定書の加盟国であり、本国官庁が協定のみ加盟している締約国である場合、又は、出願人がその官庁が本国官庁である締約国等を指定しようとした場合(自国を指定))、国際事務局は指定を無視し、その旨を本国官庁に通報するものとする。

登録、通報、公表

規則 14(1) **26.01** 国際事務局は、国際出願が適切な条件を満たしていると判断した場合、国際登録簿に標章を登録する。また国際登録の指定締約国等の官庁に通報し、かつ本国官庁にも通報し、名義人に証明書を送付する。しかし、本国官庁がそのように希望し、国際事務局にその旨を連絡した場合、証明書は本国官庁を経由して名義人に送付される。国際登録の証明書通報であるとはみなされず、出願人が、パラグラフ 09.08 にいう意思を表明していた場合でも、常時、国際出願の言語を用いる。

規則 32(1)(a)(i) **26.02** 国際登録は公報で公表される。

国際登録

国際登録の保護

- 3条の2 & 3条の3 **27.01** 国際登録の効果は、国際出願において出願人が明確に指定した締約国等へも拡張する。
- 4条(1) **27.02** 国際登録の日以降、各指定締約国等における標章の保護は、かかる締約国等の官庁に直接寄託されていた標章と同じとなる。所定期間内に国際事務局に拒絶が通報されない場合、通報された拒絶が拒絶とみなされない場合、又はその後撤回された場合、関係する締約国等における標章の保護は、国際登録の日以降、かかる締約国等の官庁に登録していた標章と同じ扱いになる。

国際登録の日付

- 3条(4) **28.01** 国際出願の結果登録された国際登録には、規則通り、本国官庁が国際出願を受理した日付（又は、時期尚早の国際出願の場合は、受理したものとみなされた日付、パラグラフ 21.01 から 04 参照）が当てられる。
- 28.02** しかし、国際出願を本国官庁が受理した（又は、受理したとみなされる）日から2ヶ月以内に国際事務局が受理しない場合、そのかわりとして、国際登録簿には、実際に国際事務局が出願を受理した日付けが記録される。しかし、郵便又は配達における欠陥から受け取りが遅れる結果となった場合（パラグラフ .06.01 から 03 参照）国際登録簿には、本国官庁が国際出願を受理した、又は受理したとみなされる日付が記録される。

欠陥：特別な場合の日付

- 規則 15(1) **28.03** 国際登録の日付は、次のような重要な要素が国際出願から欠けている場合に影響を受けることがある。
- 出願人の特定ができ、出願人又はその代理人と連絡を取るのに十分な表示
 - 指定締約国等
 - 標章の複製
 - 標章の登録を求める商品及びサービスの表示

最後の欠けている要素が国際事務局へ到達した日が第3条(4)に規定する2ヶ月の期間内である場合、国際登録簿には、その欠陥のある国際出願が本国官庁に最初に受理された(又は受理されたとみなされる)日が記録される。この2ヶ月の期間が終了するまでに、これらのすべての要素が国際事務局に届かない場合、国際登録簿には、国際事務局にこの要素が届いた日が記録される。

規則 11(4)

28.04 上述の欠陥を是正するのはすべて本国官庁の責任である。しかし出願人は欠陥の通報を受け、なるべく早く欠陥を是正できるよう確認するために官庁と連絡をとることができる。本国官庁が欠陥の通報を受けた後3ヶ月以内に欠陥を是正しない場合は、その出願は放棄されたものとみなされる。

28.05 このような規則による複合的な出願は、次のような例で説明することができる。

4月1日に国際出願が本国官庁に提出される。5月1日に国際事務局に受理される。国際事務局は、国際出願に締約国等が指定されていないことを発見し、5月5日、国際事務局は本国官庁に欠陥を通報し、8月5日までに欠陥を是正するよう勧告する。

- 本国官庁が6月1日に、又はその日までに、欠陥を是正する場合、国際登録の日付は4月1日となる。

- 本国官庁が6月1日より後、しかし8月5日に、又はその日までに、欠陥を是正する場合、国際登録の日付は、国際事務局が欠陥の是正を受け取った日付となる。

- 本国官庁が8月5日に、又はその日までに欠陥を是正しない場合、国際出願は放棄されるものとみなされる。

規則 15(2)

28.06 手数料の支払いや商品及びサービスの分類に関する欠陥など、その他の欠陥は、国際登録の日付に影響を及ぼさない。

存続期間

P6条(1)、7条(1)

29.01 議定書に基づく場合、標章の登録は国際登録の日から10年間有効となり、さらに10年間ずつ更新することができる。

A6条(1)、A7条(1)

規則 10、規則 30(4)

29.02 協定によれば、登録及び更新は20年間ずつ有効である。しかし規則によれば、協定に支配される国際出願の場合に必要な手数料を、10年毎に2回の分割で支払わなければならない。2回目の分割支払に関しては、登録の更新の手続と要件が適用される。よって実際のところ国際登録はすべて、10年毎に更新されるものとみなすことができる。

(パラグラフ 70.01 の7 参照)

国際登録簿への登録

国際登録の内容

- 規則 14(2) **30.01** 国際登録には次のようなものを含む。
- 国際出願におけるすべてのデータ（但し、優先権主張に対する無効、すなわち、先の出願の日付が国際登録の日付の 6 ヶ月以上前である場合に関するデータを除く。）
 - 国際登録の日付及び番号
 - 標章の図形に関する国際分類(ウィーン分類)に従って分類することができる場合、国際事務局が決定する関連の分類の記号(国際出願において、出願人が標章を標準文字とする宣言がある場合は、この限りではない。)
 - 各指定締約国等についての指定が協定に基づくものであるか、議定書に基づくものであるかに関する表示

国際登録の公表

- 規則 32(1)(a)() **31.01** 国際登録は、公報により公表される。
- 規則 32(1)(b) **31.02** 標章の複製は、国際出願の様式からイメージ読み込みされるため、国際出願で表示した通りに公表される。例えば、標章を様式にタイプした場合、公報にはこのまま公表される。出願人が、標章が標準文字であるとする宣言を行った場合、公報には、標準文字であるという事実を含むものとする。
- 規則 32(1)(c) **31.03** 標章の複製が色彩によって提出された場合、公報の主要な個所には白黒の標章が掲載されるが、公報の最後の部分に色彩の複製を掲載する。国際出願における標章の複製が白黒と色彩の両方からなる場合、主要な個所には、標章を白黒で掲載し、“公報の最後の部分に掲載されている色彩の複製を参照”の文字とともに掲載する。国際出願における標章の複製が色彩のみである場合、公報の主要な個所で公開するために国際事務局が用意した白黒の複製を掲載し、“原本は色彩であり、この公報の最後の部分に掲載されている色彩の複製を参照”する旨の表示を添える。

規則 33(1)&(2) **31.04** 国際事務局が国際出願を受理した後の3日以内の開庁日に、当該出願が国際登録簿に記録されていなくとも、データは直ちにデータベースに入る。このデータは、国際出願における手続の欠陥を含んでいる(このデータベースに関する詳しい情報については、パラグラフ A09.01~04.参照)。

登録及び公表の言語

規則 6(3)(a) **32.01** 協定により支配される出願の結果登録された国際登録は、フランス語で記録され、公表される。

規則 6(3)(b) **32.02** 議定書のみならず又は協定と議定書の両方により支配される国際出願の結果登録された国際登録は、英語とフランス語の両方で登録し、公表する。公報ではまず最初に商品及びサービスの一覧が、国際事務局が国際出願を受理したときの言語で掲載され、それに続いてもう一方の言語への翻訳が掲載される。

規則 6(4)(a) **32.03** 登録及び公表に必要な翻訳は、国際事務局が用意する。出願人は、国際出願に含まれるあらゆる内容を翻訳したものを国際出願に添付することができる。しかし、国際事務局にこの翻訳を受理する義務はない。提出された翻訳が間違っていると見なされる場合、1ヶ月以内に出願人にその旨の訂正を求め、これを訂正する。この手続により国際登録の日付に影響が及ぶことはない。

規則 6(4)(b) **32.04** 国際事務局が標章を翻訳することはない。また、出願人が提出した標章の翻訳はいかなるものも国際事務局がチェックすることはない。

保護の拒絶

拒絶の理由

5 条(1) **33.01** 各指定締約国等には、領域内における国際登録の保護を拒絶する権利がある。このような拒絶は、拒絶の通報を行う官庁へ直接標章を寄託している場合、パリ条約の6の5(B)条に基づいて適用される理由のみ、その前提とすることができる。通常拒絶は、関連する締約国等の法と運用に従って、再審査又は審判の対象となる。

33.02 締約国等は、適用される法により限定された数の類においてのみ、また限定された数の商品又はサービスの登録が許可されるという理由により、国際登録の保護を拒絶することはできない。

保護を与える旨の声明

規則 17(6) **33.03** 指定された国際登録を審査し拒絶の理由を発見しなかった官庁は、保護を与える旨の声明を行うことができる(パラグラフ 36.01 から 36.06 まで参照)。しかしこのように行う義務を負うものではなく、そのような声明を送付しなかったからといっていかなる法的結果が生ずるものではない。

拒絶の時間的制限

34.01 拒絶は、所定期間内に国際事務局に通報をしなければならない。国際事務局は、かかる期間後に送付された拒絶はいかなるものも拒絶であるとは見なさない(パラグラフ 36.02 参照)。拒絶に対する最終処分を妥当な期間内に下す必要はなく、拒絶の理由のすべてを期間内に通報すれば十分である。換言すると、所定期間内に送付しなければならないものは、暫定的拒絶である。官庁は、さらなる拒絶の通報として特定の国際登録に関する追加の理由を通報することができ、期間内に国際事務局へさらにその旨の通報を行うことを条件とする。しかしその官庁は、所定期間内に暫定的拒絶通報で述べていない理由をもって、拒絶の最終処分の根拠とすることはできない。

A5 条(2)、

P5 条(2)(a) **34.02** 通常、暫定的拒絶の通報期間は、国際事務局が指定締約国等の本国官庁へ国際登録の通報を行った日から 1 年である。締約国等の法令により短い期間が定められている場合はこの限りではない。

P5 条(2)(b) **34.03** その他議定書の締約国等はすべて、議定書に基づいて支配されている国際登録の 1 年の期間を 18 ヶ月に延長する旨を宣言することができる。

P5 条(2)(c) **34.04** また、この宣言において、締約国等は異議申立て後の保護の拒絶を 18 ヶ月の期間の終了後、国際事務局へ通報すると指定することができる。この宣言を行った締約国等の本国官庁は、議定書に基づく当該締約国等においてされた国際登録について、18 ヶ月の期間の終了後、異議申し立ての結果として保護の拒絶を通報することができる。但し、次のような場合のみとする。

- 18 ヶ月の期間の終了前、国際事務局へ、この国際登録に関する異議申し立てが 18 ヶ月の期間の終了後に申請される可能性がある旨を通報した場合、さらに、

- 異議申し立てに基づく拒絶の通報を、異議申し立て期間の開始日から 7 ヶ月の期間内に行う場合である。なお 7 ヶ月の期間終了前に異議申し立てが終わった場合は、異議申し立て期間の終了日から 1 ヶ月以内に、通報を行わなければならない。

かかる議定書の締約国等がこのような宣言を行っているかどうかについての情報は、パートCで述べる。

規則 16(1)(b)、

規則 16(2)、

規則 32(1)(a)(ii)

34.05 本国官庁が国際事務局へ、国際登録について、18ヶ月の期間の終了後、異議申し立てが申請される可能性がある旨を通報する場合、異議申し立ての開始と終了の日付が分かるようであれば、これを通報の中で示さなければならない。その時点でこの日付が分からなければ、分かった時点で直ちに、国際事務局へ通報しなければならない。国際事務局はこの情報を国際登録の名義人へ送付し、公報において公表する。

概要

34.06 協定に基づくすべての指定及び議定書に基づくすべての指定に対し、指定締約国等がパラグラフ 34.03 についての宣言を行っていない場合、1年の期間の終了後に名義人へ、当該締約国等において名義人の標章は保護されているかどうか、またその保護が拒絶される可能性はあるかどうか、あるとすれば、どのような理由から拒絶されるのかが通報される。

34.07 議定書に基づく指定に対し、指定締約国がパラグラフ 34.04 ではなく、パラグラフ 34.03 に基づく宣言を行なった場合には、18ヶ月の期間の終了後に名義人は、当該締約国において名義人の標章が保護されているかどうか、またその保護が拒絶される可能性があるかどうかか通報される。また締約国がパラグラフ 34.04 に基づく宣言も行なった場合は、本国官庁が職権で保護を拒絶する理由のすべてとその後異議申し立てがされる可能性について、名義人に通報される。

保護の拒絶の手續

保護の拒絶の通報

規則 17(1)

35.01 拒絶の通報は、関係する官庁が国際事務局へ送付する。それは、官庁が保護を付与することができない（“職権による暫定的拒絶”）理由を述べた、又は異議申し立てがなされたために、保護を付与できない（“異議申し立てに基づく暫定的拒絶”）かのいずれか、又は両方を述べた宣言書で構成される。一通の拒絶の通報には一つの国際登録のみについて記載されなければならない。

異議申し立てに基づかない拒絶の場合の通報の内容

規則 17(2) **35.02** 暫定的拒絶の通報には、次のような情報と指定が含まれなければならない。

- 通報を行う官庁
- 国際登録の番号、好ましくは、標章の言語的要素又は基礎出願又は基礎登録番号等のような国際登録の同一性を確認できるその他の表示を付記したもの
- 対応する法令の本質的規定への言及とともに拒絶の根拠となるすべての理由
- 拒絶の根拠となる理由が出願又は登録の対象となっている標章であり、かつ、国際登録の対象である標章と抵触すると思われるものに言及する場合には、出願又は登録の日付及び番号、(もしあれば)優先日、その標章の複製(標章が図形的要素を含まない場合はタイプ印書による)を含むすべての関連するデータ、その標章の名義人のあて先及び氏名若しくは名称、当該出願又は登録に使用した言語による関連する商品又はサービスの指定
- すべての商品又はサービスに影響を与える暫定的拒絶の根拠となった理由、あるいは暫定的拒絶によって影響される商品又はサービスあるいは影響されない商品又はサービス
- 暫定的拒絶に関する再審査又は抗告の申請のための、再審査又は抗告のための申請の期限、及びこのような再審査又は抗告の申請を行う権限。このような再審査又は抗告の申請を、その本国官庁が拒絶を言い渡している締約国等の領域内に住所を有する代理人を通じて提出しなければならない旨の表示。

35.03 暫定的拒絶の根拠となっている理由に基づく要求は、対応する法令の本質的規定への言及とともに表示されなければならない、名義人にとって特に重要なものである。実際には、通常拒絶は、本国官庁が拒絶の根拠となる適用する法の関連する規定を特別な様式に印刷し、送付する(必要があれば、これらの規則は官庁が国際事務局への通信に使用している言語に適宜翻訳する。) 通報に述べられた特定の場合に適用される理由は、参考として該当する理由又は法令とともに書面に記載される。

35.04 暫定的拒絶の通報に、地域の代理人を選任しなければならないと明記してある場合、選任の条件は、関連する締約国等の法令と運用において支配される。これらの条件は、国際事務局に対して代理人を選任する場合の条件とは異なる。

異議申し立てに基づく暫定的拒絶の場合の追加的通報の内容

規則 17(3) **35.05** 保護の暫定的拒絶が異議申し立てによる場合、又は異議申し立て及びその他の理由による場合、通報にはその事実を記載する。さらに、その通報はパラグラフ 35.02 に述べてあり、異議申立人の氏名若しくは名称とあて先、異議申し立てが登録又は出願の標章を引用している場合には、その対象となる商品及びサービスの指定を含むものとする。官庁は、先行する出願又は登録の商品及びサービスの完全な一覧表を送付してもよい。これらの一覧表は、先行する出願又は登録の言語で表記するものとし、英語又はフランス語でなくてもよい。

暫定的拒絶の記録と公表及び名義人への通報

規則 17(4)

規則 32(1)(a)() **35.06** 暫定的拒絶は、通報を送付した日付（又は送付したと見なされる日付、パラグラフ 36.05 参照）を付して国際登録簿に記録される。暫定的拒絶はまた、それが全体的（すなわち、関係する締約国の指定の対象となっているすべての商品及びサービスに関する）なものであるか、又は部分的（すなわち、それらの商品及びサービスの一部に関する）なものであるかの表示とともに公報で公表される。後者の場合、暫定的拒絶によって影響される類（又は影響されない類）は公表されるが、商品及びサービス自体は公表されない。それらは、官庁に対する手続が完了するまでは公表されない（パラグラフ 37.04 参照）。拒絶の理由は公表されない。

規則 17(4)、

規則 16(2)

35.07 その後国際事務局は、通報の写しを名義人へ送付する。また 18 ヶ月の期間の終了後に、異議申し立てがされる可能性のある指定締約国等の官庁から受けた情報もすべて送付する。

暫定的拒絶の通報の言語

規則 6(2)(a)、

規則 6(3)(a)

35.08 国際出願後の国際登録が、協定のみにより支配され議定書に基づいて指定する締約国等がなかった場合、国際事務局へ送付する通報はフランス語でされる。この暫定的拒絶はフランス語でのみ登録及び公表される。名義人に通報される写しもフランス語でのみ記載される。

規則 6(2)(b)(i)、
規則 6(3)(b)、
規則 6(4)(a)

35.09 その他、すべての場合、国際事務局へ通報する暫定的拒絶は英語又はフランス語である(通報を作成する官庁の選択による。)。なお拒絶は英語及びフランス語の双方で記録及び公表される。記録及び公表のデータに必要な翻訳は、国際事務局が用意する。名義人は国際事務局から指定締約国等の官庁が送付したときの言語で、拒絶の通報の写しを受け取る。国際事務局からの拒絶の通報の写しの送付による通信は、国際出願を提出したときの言語(又は名義人が国際事務局からの通信の受け取りを要求した言語)で送付する(1.07.07 参照)。

暫定的拒絶通報の欠陥

36.01 拒絶の欠陥には2種類あり、是正できるものと、国際事務局が拒絶であるとは見なさない拒絶の通報がある。

規則 18(1)(a)&(2) **36.02** 次のような場合、暫定的拒絶の通報であるとは国際事務局によっては見なされない。

- 国際登録番号が記入されていない(国際事務局が関連する国際登録番号を確認することができる通報に別段の指示がある場合は、この限りではない。)

- 拒絶の理由がいかなるものも記入されていない。又は、

- 国際事務局へ送付するのが遅過ぎた、すなわち、パラグラフ 34.02 と 03 に関連する1年又は18ヶ月の期間の終了後に送付された場合。また、パラグラフ 34.04 に基づく宣言を行なった締約国の官庁によってなされた異議申し立てに基づく拒絶の場合、18ヶ月の期間内に国際事務局へ当該機関の終了後に異議申し立てがされる可能性があることを官庁が通報することなく18ヶ月の期間の終了後に、その旨が通報された場合。

規則 18(1)(b)
&(2)(c)

36.03 このような場合すべて、国際事務局は名義人に通報の写しを送付するが、名義人に(同時に拒絶通報を送付した官庁にも)拒絶通報は拒絶であるとは見なされない旨通報し、その理由を示すこととする。

規則 18(1)(c)

規則 18(1)(c) **36.04** 通報に他の欠陥がある場合（例えば、拒絶による影響のある若しくは影響のない商品及びサービスの表示がない場合、あるいは、抵触する先行標章の複製が含まれていない場合、あるいは、名義人の氏名若しくは名称およびあて先を含む先行標章に関するその他の詳細がない場合）国際事務局は（パラグラフ 36.05 に基づく状況以外において）それでも暫定的拒絶を国際登録簿に記録するものとする。それから、国際事務局は官庁に、2ヶ月以内に当該通報を是正するよう要求する。同時に名義人にも、欠陥のある拒絶の通報の写しと官庁へ送付した通報の写しを送付する。

規則 18(1)(d) **36.05** しかし、通報に、再審査又は抗告を請求するための期限又は異議申し立てに対する回答期限及びこれの提出先である当局に関する所定の表示が含まれていない場合、暫定的拒絶は国際登録簿には記録されないものとする。官庁が、是正の要求で示された2ヶ月の期間内に是正された通報を送付する場合、国際事務局は、協定及び議定書の第5条によって、この是正された通報を欠陥のある通報が送付された日に送付されたものとして見なすこととする。つまり、欠陥のある通報が、協定及び議定書の5条(2)に基づく当該期間内に送付された場合、是正の要求で示された2ヶ月の期間内に送付される是正された通報は、その条項の条件を満たしたものと見なされる。しかし、官庁が、2ヶ月の期間内にその欠陥のある通報を是正しない場合、その通報は暫定的拒絶の通報であると見なされない。国際事務局はその旨を名義人と官庁に通報し、しかるべくその理由を指摘する。

規則 18(1)(f) **36.06** 国際事務局は、是正された通報の写しを名義人に送付する。

36.07 国際登録の名義人にとって、国際事務局からのあらゆる暫定的拒絶の通報の欠陥の写しの送付及び、是正が可能な欠陥の場合には、官庁に送付した是正指示書の送付は、役立つものである。後者の場合のほとんどが、その官庁はその欠陥を是正するが、名義人は拒絶の理由を分析し、おそらく職権で引用した、又は国際登録に異議を申し立てた先行する権利の名義人とさらに交渉を始める時間的余裕はある。

36.08 暫定的拒絶の通報が国際事務局にそうであると見なされず、その結果、国際登録簿に記録されない場合でも、名義人はそのことが、当該締約国における標章の保護に何の問題がないことを必ずしも意味するものではないことを承知しておかなければならない。欠陥のある拒絶の通報について官庁が引用した同様の理由に基づいて、第三者が指定に対し無効を請求する行為に出る可能性がある。暫定的拒絶の通報にある欠陥によっては、名義人は官庁から保護を拒絶する理由について十分な関連情報を得ることを要求することができる。

拒絶の通報に対する手続

5 条(3) **37.01** 国際登録の名義人が国際事務局を通じて有効な拒絶の通報を受け取った場合、名義人は、拒絶の通報を発した官庁へ直接寄託していた標章とみなして是正する同等の権利がある。そのため、国際登録は、関連する締約国等に対する登録のための出願を、該締約国等の官庁へ提出する場合と同様の手続をとる。

37.02 拒絶の決定に対して再審査又は抗告又は異議申し立てに対する回答の申請を行なう場合、名義人にとって、当該締約国等の法によって要求されていないが、法律及び拒絶を発した官庁の慣習に精通している現地の代理人を選任することが効果的である。そのような代理人の選任は、協定、議定書および規則の対象外のことであり、関連締約国の法令と運用により支配される。

37.03 国際事務局が保護の拒絶の正当性に関して意見の述べたり、そのような拒絶の実質的な問題の決定に何らかの仲裁を行なうのは、権限外のことである。

暫定的拒絶の確認又は取消し

規則 17(5)(a)、
規則 17(5)(b)

37.04 官庁が暫定的拒絶を発し、その拒絶に関するすべての手続が官庁に対して完了した場合、官庁は、国際事務局に、すべての商品及びサービスの保護が拒絶されたか、又は標章がすべての商品及びサービスのために保護されているか、又は標章が保護されている商品及びサービスのいずれかを表明する声明書を送付する。官庁が、標章の保護に影響を与えるさらなる決定を知った場合、官庁は、国際事務局に、今度、商標が保護された商品及びサービスを表示するさらなる声明書を送付する。

規則 17(5)(c)、
規則 32(1)(a)(iii)

37.05 国際事務局は、そうした声明書を国際登録簿に記録し、その写しを名義人に送付する。声明書は公報でも公表される。暫定的拒絶の公表とは異なって、そうした声明書が商品及びサービスの名称を明示している場合、その情報はすべて公表される。

事後指定

3 条の 3(2)

38.01 国際登録の効果が締約国に拡張しない場合(例えば、当該締約国において保護が国際登録時に請求されなかった、又は拒絶、無効又は放棄に次ぐ最終決定の結果として、当該締約国において標章がもはや保護されていないことが理由で拡張しない場合)、当該締約国への保護の拡張は事後指定を申請することによって行なうことができる。名義人は、例えば、そうした拒絶、無効又は放棄の理由がもはや存在しない場合、そうすることを望むことができる。

38.02 事後指定を行なう別の理由としては、国際出願を提出する時点で、その締約国が協定又は議定書のいずれの加盟国でもなかった、又は名義人の締約国と同じ条約（協定又は議定書）に拘束されていなかったことが挙げられる。“名義人の締約国”という用語は、その官庁が本国官庁である締約国（つまり、国際出願が提出された官庁）又は国際登録の所有権に変更があった場合、新たな名義人が名義人となるための条件を満たしている締約国のいずれかを意味するものである。

38.03 事後指定は、国際登録簿に登録した商品及びサービスについてのみ行うことができる。従って締約国等は、国際登録簿に登録された商品及びサービスの指定の他の部分に関して、いくつかの事後指定を受ける場合がある。

38.04 国際登録の保護が、商品及びサービスの指定の限定、保護の部分拒絶又は一部無効により締約国等において国際登録簿に登録されている商品及びサービスの一部についてのみ関わっている場合に、事後指定は、残りの商品及びサービスのすべて又は一部について、する事ができる。

事後指定を行う資格

規則 24(1)(a) **39.01** 締約国は、指定の際、名義人が国際登録の名義人としての条件（国籍、住所又は営業所）を満たしている場合に、事後指定の対象となることができる。

39.02 特定の締約国等の指定は、協定又は議定書の双方に基づいてされる。条約により、提出しなければならない又は提出することができる事後指定の言語や、支払う手数料の問題などが決定されることになるので、支配されている条約がどちらかを知ることは重要である。

規則 24(1)(b) & (c) **39.03** 状況は次の通りである。

- 名義人の締約国が協定のみの加盟国である場合、協定の加盟国のみを指定することができ、その指定は協定に基づく。
- 名義人の締約国が、議定書のみの加盟国である場合、議定書の加盟国のみを指定することができ、その指定は議定書に基づく。

- 名義人の締約国が、協定と議定書の双方の加盟国である場合、協定の加盟国である国の指定はすべて(その国が議定書にも加盟している場合でも) 協定に基づいて行う。一方、議定書だけの締約国の指定はすべて、議定書に基づいて行う(これは、保護条項による結果である。)

上記の原則を適用し、国が協定の加盟国であるか議定書の加盟国であるかについては(又は組織が議定書に加盟しているかどうかについては) 事後指定の日付により判断される。

39.04 議定書だけに支配される国際出願後の国際登録に関して、協定に基づき国を指定する場合、さらに検討が必要である。協定に基づく場合、国際出願は本国官庁における登録をその基礎としなければならない。国際出願が本国官庁にした出願をその基礎としている場合、協定に基づく事後指定は、基礎出願が登録に至った後にのみ行うことができる。

事後指定ができない場合の事例

A14 条(2)、

P14 条(5)

40.01 原則として、事後指定は名義人の締約国の官庁と同じの条約により拘束される締約国に関して、事後指定をすることができる。しかし、この原則には例外がある。協定又は議定書に加盟しているいかなる国又は(議定書の場合)いかなる政府間機関は、国際登録後の保護について、かかる国又は組織に対して有効となる日付前にかかる条約に基づき有効となった保護は拡張することはできない、と宣言することができる*。

40.02 協定に加盟し、協定の 14(2)条に基づく事後指定の宣言を行うことは、国際登録の名義人がその国における同じ標章の国内登録を所有していた場合に可能である。このような国における事後指定には、先行する国内登録の登録日及び番号を記載しなければならない。そうでなければ、国際事務局はその国の事後指定を記録することはできない。このような先行する国内登録が存在しない場合、国際登録を利用してかかる国において標章を保護しようとする唯一の方法は、その国を指定する新しい国際出願をすることだけである。

事後指定の申請

- 規則 24(2)(a) **41.01** 以下に述べる場合を除き、名義人は、直接国際事務局へ、又は名義人の締約国の官庁を通じて、事後指定を提出することができる
しかし、
- 規則 24(2)(a) () - すべての関連する締約国等が協定に基づいて指定される国である場合、事後指定は、名義人の締約国の官庁が国際事務局へ提出しなければならない。
- 規則 24(2)(a)(i) - 2001年10月4日以前に有効である規則7(1)が適用される場合*、事後指定は本国官庁を通じて国際事務局へ提出しなければならない。すなわち、名義人の住所がその官庁が本国官庁である締約国等の領域内にあり、事後指定はその官庁を通じて国際事務局へ提出しなければならないと宣言した場合である。
- 41.02** 事後指定は、郵便で、ファクシミリで（確認の必要はない）、又は（官庁により提出される場合は）電子的手段で、国際事務局へ送信することができる。テレックスやテレグラムで送信することはできない。
- 規則 24(9) **41.03** 事後指定を官庁を通じて提出しなければならない場合に（パラグラフ41.01参照）、国際事務局へ直接提出した場合、かかる事後指定は事後指定であるとは見なされない。既に支払われた手数料はすべて、支払った当事者へ返還される。

事後指定の言語

- 規則 6(2)(a) **42.01** 協定のみ支配される国際出願が国際登録となり、すでに行った事後指定がすべて協定により支配されている場合、協定により支配される事後指定の通信はすべて、国際事務局へフランス語でしなければならない。
- 規則 6(2)(b)(i) **42.02** 他の場合すべて、事後指定は、国際出願が国際登録となった場合の言語とは無関係に、通信をする当事者の選択により、英語又はフランス語で国際事務局へ通報することができる。すなわち、事後指定を名義人が直接提出する場合、名義人はどの言語を使用するか選択することができる。しかし、事後指定を官庁を通じて提出する場合、かかる官庁は名義人に言語選択の自由を認めるか、又はこれらの言語を一つに限定させることができる。

* 以前の規則7(1)は、2001年10月4日付けで破棄された。既に行なわれた宣言（ドイツ、イタリア、リトアニア、スロバキア及びスウェーデンによる）は、取り消されるまで有効である。

規則 6 (4)(a) **42.03** 事後指定を英語又はフランス語で提出することができるすべての場合に、名義人は、請求の本文をこれらのもう一方の言語に翻訳したものを添付することができる。事後指定を名義人が国際事務局へ直接提出する場合又はその官庁が提出する場合のいずれの場合にも同様に適用される。国際事務局が提出された翻訳は正しくないと判断した場合、名義人に是正の提案のための意見を一ヶ月以内に求めた後に是正する。

公式様式

規則 24(2)(b)、**43.01** 事後指定は国際事務局が作成した公式様式 (MM 4 又) は同様の内容・形式を備えた様式で提出しなければならない (パラグラフ I.04.02 A.I. セクション 3 と 03 参照)。同一の様式で複数の指定締約国等を指定することができる。

第 1 欄 : 国際登録番号

規則 24(3)(a)() **43.02** 名義人が事後指定を行うためには、国際登録の番号を明記しなければならない。事後指定は国際出願の場合と同じく、一つの国際登録に関するもののみとする。

第 2 欄 : 名義人

識別コード

43.03 国際事務局が事前に名義人へ識別コードを付与していた場合、かかるコードは指定された欄に記入するものとする。国際事務局が名義人へコードを付与していない場合は、かかる欄は空白のままにしておくものとする。

氏名若しくは名称とあて先

規則 24(3)(a)() **43.04** 名義人は、氏名若しくは名称とあて先を記載しなければならない。この氏名若しくは名称とあて先は、国際登録簿に登録したものと同じでなければならない。名義人が氏名若しくは名称とあて先を変更し、その変更が国際登録簿に登録されていない場合、事後指定の前に変更登録の申請を行わなければならない。国際事務局は、申請書に表示された氏名若しくは名称とあて先が国際登録に登録されているそれらと異なる場合、それを欠陥のある事後指定として処理する

第3欄：代理人の選任

43.05 名義人が、既に選任してある代理人を代理として委任し続けたいと希望する場合、例えば、国際出願を提出する時に、名義人は、代理人を選任するため指定された欄に代理人の氏名若しくは名称は記入しない。よって第3欄は空白のままにしておくものとする。

規則 3(2)(a)

43.06 名義人が初めて代理人選任しようとする場合、又は代理人を変更しようとする場合、公式様式のこの項目に代理人の氏名若しくは名称とあて先を単に記入するだけで選任することができる。選任に関する別個の通信は必要ない。

第4欄：締約国等の事後指定

規則 24(3)(a) ()

43.07 公式様式には、国際登録の事後に保護の拡張を求めるために各締約国等をチェックするボックスがある。名義人が自分で作成した様式を使用する場合、公式様式に指定したいと希望する締約国等のリストを付け加えることができる。

43.08 公式様式は定期的に更新されており、最新版はWIPOのウェブサイトの国際商標ページで入手できるようになっている。しかし、名義人が指定したいと希望する締約国がリストにない場合(様式を印刷した後に、協定又は議定書に加盟したため)、名義人はその締約国の国名を第4欄の利用できる空白に記入しなければならない。名義人は、かかる締約国の加盟が発効していることを確認するものとする。発効していない場合、国際事務局は指定を無効とし、かかる締約国に関して支払われた付加手数料又は個別手数料をすべて返金する。

標章を使用する意思の宣言書

規則 24(3)(b)

43.09 パラグラフ 17.04 と 05 の規定が、必要な変更を加えた上で事後指定に関しても適用される。

第5欄：事後指定の商品及びサービス

規則 24(3)(a) ()

43.10 事後指定が、すべての指定締約国等に関し、関連する国際登録についてすべての商品又はサービスについてする場合、ボックス(a)をチェックすることにより、その事実が表示される。また、事後指定が、すべての関係する締約国等に関し、関連する国際登録について一部の商品又はサービスにする場合、ボックス(b)をチェックすることによりこの事実を表示し、事後指定に関する商品又はサービスを連続用紙に記載するものとする。事後指定が、一部の指定締約国等に関する国際登録についての一部の商品又はサービスについてする場合、並びに、他の指定締約国等に関する国際登録に表示されたすべての商品又はサービスについてする場合、ボックス(c)をチェックすることによりこの事実を表示し、関連する商品及びサービスの詳細及び関係する指定締約国等の詳細を、連続用紙に表示するものとする。

第6欄：その他の様々な表示

規則 24(3)(c) **43.11** この項では、議定書に基づいて一定の指定締約国等が要求する表示及び締約国等による拒絶を防ぐために名義人が希望する表示の多くに関連している。既に国際出願においてこれらの表示がされている場合、それらの表示は自動的に当該官庁への事後指定の通報に記載されるため、この項で述べている表示を繰り返して行なう必要はない。

(a) 名義人に関する追加表示

43.12 名義人が自然人である場合、名義人の国籍のある国を表示する。法人の場合は、その性質を、また法人資格を得た又は組織した国名を、場合によっては、かかる国の地域組織を表示することができる。

(b) 翻訳

43.13 標章が、文字又は翻訳することができる複数の文字により構成されている場合、名義人は適切な空欄に、これらの単語を英語又はフランス語又はその両方に翻訳したものを表示することができる。

(c) 色彩標章の部分的表示

43.14 色彩が国際出願において標章の識別性のある特徴として主張される場合、名義人は、各色彩について、かかる色彩の標章の主要な部分を、第6欄(c)に記載することができる。

(d) 効力発生日に関する要求

43.15 関連する国際登録についての取消し又は変更の記録があって、国際登録の更新があった後に、名義人は事後指定の効果を要求することができる。

第7欄：名義人又はその代理人の署名

規則 24(2)(b) **43.16** 名義人が直接国際事務局へ事後指定の通信を行う場合、名義人（又はその代理人）は、署名しなければならない。

43.17 官庁が、国際事務局へ事後指定を提出する場合、国際事務局は名義人又はその代理人の署名を必要としない。よって第7欄は空白にしておけばよい。しかし、官庁は、名義人（又は代理人）による署名を要求又は許可することができる。

第8欄：官庁により提出された指定の受理日及び官庁による署名

規則 24(2)(b)、

規則 24(3)(a)(vi) **43.18** 官庁が国際事務局へ提出する事後指定には、官庁の署名がなければならない。また、事後指定を提出し、受理された日付を明示しておかななければならない。名義人が直接国際事務局へ事後指定を提出する場合、第8欄は空白のままにしておくものとする。

規則 24(3)(d)

43.19 国際登録が基礎出願に基づいたものであり、また記載された締約国がすべて協定に基づいて指定されている場合、本国官庁は、その基礎出願が登録されたことを保証し、その登録日及び登録番号を表示することによって第8欄(b)の宣言を全うしなければならない。但し、国際事務局が既にその宣言を受け取っている場合は、この限りではない。事後指定が、本国官庁以外の官庁によって提出される場合、名義人は、本国官庁から同様の宣言を入手し、それを国際事務局へ送付しなければならない。

手数料計算表

国際出願様式の料金計算表の記入に関する注意書（パラグラフ 20.01～11）及び国際事務局への手数料支払いに関する一般注意書（パラグラフ I.08.11）を参照されたい。

規則 24(4)

44.01 事後指定に関して支払わなければならない手数料には、次のようなものがある。

- 基本手数料
- 指定締約国等が個別手数料を要求し、議定書に基づいて指定を行う場合、その手数料とは、
- 個別手数料の支払いを要しない各指定締約国等の付加手数料

事後指定に関して支払われる手数料を計算するためには、WIPO のウェブサイトの国際標章ページにある料金計算機を利用することができる。

44.02 これらの手数料は、関連する国際登録のために既に手数料を支払った10年間の残余の期間の権利に関するものである。言い換えれば、手数料額は、事後指定が国際登録の更新までの有効な期間の年数には関係がないということである。

44.03 手数料の支払いは、料金計算表のパート(b)に記載されているいずれの方法によっても可能である。国際出願の場合には、国際事務局の口座を利用し、(料金計算表のパート(a)に必要事項を記入することによって)必要金額の借り方に記入して通報するのが最も便利な支払方法である。この方法で手数料を支払う場合、借り方の具体的金額を記入してはならない。国際事務局向けの口座を用いた借り方記入による方法以外で手数料を支払う場合、又は国際事務局むけの口座を用いた借り方記入による方法で借り方に記入する金額を明記したい場合は、支払方法、支払金額又は借り方に記入する金額及び支払い者又は借り方記入を指示する者の氏名又は名称を(b)に表示する必要がある。

事後指定の効果

事後指定の日付

規則 24(6)(a) **45.01** 名義人が直接国際事務局へ提出する事後指定には、国際事務局が受理した日付を付す。

規則 24(6)(b) **45.02** 官庁が国際事務局へ提出する事後指定は、適用される要件を満たしていれば、官庁が受理した日付が与えられる。但し、この日付から2ヶ月以内に国際事務局は受理しなければならないものとする。国際事務局がその期限が終了した後に事後指定を受理する場合は、国際事務局が受理した日付が与えられる。

45.03 事後指定の日付は、欠陥がある場合に影響される(パラグラフ46.02 参照)。

45.04 一般的には、早い日付が与えられる可能性は、名義人にとって利益となる。しかし、ある状況では、この新しい可能性は混乱を招くこととなり、不利益となることがある。例えば、事後指定が官庁を通じて、国際登録の更新日の直前に提出され、国際事務局が受理したのが更新日を過ぎていた場合は、更新日より前の日付が付与される。

45.05 事後指定とは対比的に、規則25に基づいた変更の記録は、変更の記録の要求が官庁を通じて提出されているか、直接提出されているかに関わらず、国際登録簿に実際に記録されたときに効力を有するものとみなされる。したがって、事後指定又は、変更の記録の要求が官庁を通じて同時に提出された場合に、事後指定は通常は変更の効力のある日付より早い日付が付与されることとなる。この法律的な結論は、少なくとも不安定であり、名義人が真に意図しているものではない。例えば、名義人が特定の締約国等に関する保護を放棄する場合に(その締約国等の拒絶がおそれがあるからである)、さらに、すぐに、事後指定の方法によってその締約国の保護を再度拡張することが起こりうる。もしその放棄及び事後指定が官庁を通じて同時に提出された場合、規則24(6)(b)の結果、関連する締約国に関する放棄は、その締約国等の新しい領域の拡張の後に効力を有することとなる。

規則 24(6)(d) **45.06** 上記のような記述の問題をさけるために、その他のいくつかの事象(取消し又は変更の記録又は更新のような)の後、直ちに効力を発生する要求を含む事後指定の場合は、事後指定はその他の事象の記録の日付が付与されることとなる。

事後指定の手続の欠陥

規則 24(5)(a) **46.01** 国際事務局が、事後指定に手続の欠陥があると判断した場合、その旨を名義人に通報する。官庁が事後指定を提出した場合は、官庁にも通報する。

規則 24(6)(c)(i) **46.02** 事後指定に、関連する国際登録の数、指定締約国等の表示、商品又はサービスの指定、事後指定に添付する使用意思の宣言又はこれらに関する欠陥がある場合、事後指定の日付は、欠陥が是正される日付となる。しかし、官庁が国際事務局へ事後指定を提出する場合、官庁が事後指定の申請を受理した日から 2 ヶ月以内に欠陥が是正されるならば、事後指定の日付は、これらいずれの欠陥にも影響を受けない。この場合、事後指定の日付は官庁が申請を受理した日付のままになる。

規則 24(6)(c)() **46.03** 他のいかなる欠陥も事後指定の日付に影響しない。

規則 24(5)(b) **46.04** 手続の欠陥が、国際事務局が通報した日から 3 ヶ月以内に是正されない場合、事後指定は放棄されたものと見なされる。国際事務局は、基本手数料の半額を保留し、支払った当事者(名義人、代理人又は官庁)に支払われた手数料を返還する。

46.05 規則には、誰が欠陥を是正しなければならないのか、明記されていない。名義人が国際事務局へ直接事後指定を提出した場合、名義人が欠陥を是正しなければならないのは明らかである。その官庁が事後指定を提出した場合は、その官庁が欠陥を是正することができる。事実、欠陥の内容によっては、名義人が欠陥を是正するのは、困難なばかりか、不可能なことさえある（例えば、官庁が事後指定に署名していない場合、又は申請を受理した日が明記されていない場合など）。よって、国際事務局が名義人に、官庁を通じて提出された事後指定に欠陥があると通報する場合、名義人は、欠陥が適切な時期に是正されることを確実にするために、官庁と連絡をとり、アドバイスを求めるものとする。

規則 24(5)(c)

46.06 欠陥に関する一般的な規則の例外として、国際事務局が、名義人は指定の一部又はすべての締約国等に対して事後指定を行う資格がないと判断した場合がある（パラグラフ 39.01～04 参照）。指定した締約国等の一部にのみ資格が欠如している場合、事後指定にはこれらの締約国等の指定は含まないと見なされる。これらに関して支払われたそれぞれの付加手数料又は個別手数料は返還される。資格の欠如が指定した締約国等のすべてに適用される場合、事後指定は放棄されたものと見なされる。よって国際事務局は、付加手数料と個別手数料のすべてと、さらに基本手数料の半額も返還する。

記録、通報及び公表

規則 24(7)

47.01 国際事務局が、事後指定が適用される要件を満たしていると認める場合は、その旨を国際登録簿に記録し、指定された締約国等の官庁に通報する。事後指定が官庁を通じてされる場合、この旨は同時に官庁にも通報される。

規則 32(1)(a)(v)

47.02 事後指定は、公報により公表される。

規則 6(3)(a)

47.03 事後指定が協定によって支配される場合、

- 国際出願により登録された国際登録は協定のみ支配され、かつ、
- 以前に行った事後指定もすべて協定に支配される。

その後、事後指定は、フランス語のみで記録及び公表される。

規則 6(3)(b) **47.04** その他の場合はすべて、事後指定は英語とフランス語の両方で記録及び公表される。

規則 6(3)(c) **47.05** 議定書に基づく事後指定が初めての指定であり、協定のみに支配される国際出願の結果の国際登録である場合、(それまでは、国際登録に関する記録及び公表はすべてフランス語のみであるため)事後指定は英語及びフランス語で公表される。加えて、国際登録簿は英語で公表され(一回目だけ) フランス語でも再公表される。

保護期間

規則 31(2) **48.01** 事後指定の保護の期間は、その国際登録と同じ日付で終了する。例えば、国際登録が既に8年間登録されている場合(又は分割支払いの最後の手数料が8年前に支払ってある場合)事後指定のために支払う手数料は、2年間分のみである。これにより、国際登録の更新日は(又は、更新料の支払日は)国際登録に含まれる指定すべてと同じであり、指定が記録された日には関係がない、ということになる。パラグラフ 45.04 も参照されたい。

規則 40(3)(a) **48.02** 共通規則が発効する前に(1996年4月1日)国際登録が有効になった場合、及び必要手数料を既に20年分支払った場合であって、事後指定がこの期間の最初の10年間だけ行われた場合には、事後指定に関して支払う手数料は、かかる10年間分の残余の期間分だけである。この期間の終了時に、後半の10年分の必要な付加手数料と個別手数料を支払う必要がある。(パラグラフ 71.02 及び 03 参照。)

保護の拒絶

規則 24(8) **48.03** 指定締約国等による事後指定の保護の拒絶は、国際出願における指定の保護の拒絶に関するものと同様の手続に従う。よって規則 16 から 18 を準用する。これは、保護の拒絶を締約国等に通報する期間は、国際事務局が締約国等の官庁に事後指定を通報した日から開始されるものと解釈する。この解釈はパラグラフ 33.01 から 37.05 に言及されている。

国際登録の変更

名義人又はその代理人の氏名若しくは名称又はあて先の変更

名義人の氏名若しくは名称又はあて先の変更

規則 25(1)(a)()

国 A.I. セクション 4(e)

49.01 名義人又はその代理人の氏名若しくは名称又はあて先の変更登録の申請は、際事務局が作成した公式様式(MM 9)(又は同様の内容・形式の様式) を用いて、国際事務局へ提出しなければならない。

規則 25(1)(b)

49.02 申請は、名義人が本国官庁を通じて又は名義人の締約国の官庁を通じて、直接国際事務局へ提出することができる。

50.01 名義人の氏名若しくは名称及びあて先の変更に関する申請の様式は、所有権の変更の結果の氏名若しくは名称の変更の場合には、使用してはならない。この場合は、様式 MM 5 を使用しなければならない(パラグラフ 59.01 ~ 65.02 参照)。

公式様式 (MM 9)

第 1 欄 : 国際登録番号

50.02 同じ名義人の名義で記録されている複数の国際登録に単一の申請を適用することが可能である。申請を適用する国際登録を明示するには、それぞれ関連する国際登録番号を記すだけでよい。

50.03 特定の国際登録について、(その国際登録がまだ有効になっていないか又は名義人に通報されていないなどの理由で) その国際登録番号が未知である場合は、その他の種類の番号が付与されることはない。名義人は、国際登録番号が通報されてから申請を行えばよい。

第 2 欄 : 名義人

50.04 国際登録に記録されている名義人の氏名又は名称を示す必要がある。また、国際事務局による名義人の識別番号が付与されている場合は、それも記入する必要がある。そうでない場合は、該当欄を空白にしておく。

第3欄：変更

50.05 新しい氏名若しくは名称、新しいあて先及び通信のためのあて先、並びに新しい電話番号とテレファクシミリ番号及び新しい e-mail アドレスを記入する欄が設けられている。記入するのは変更すべき項目だけでよい。すなわち、氏名若しくは名称だけを変更する場合は新しい氏名又は名称のみを記入し、その他の欄は空白にしておく。また同様に、あて先のみを変更する場合は新しいあて先のみを記入し、氏名又は名称を記入する必要はない。

規則 36(ii)

50.06 電話番号又はファクシミリ番号だけを変更する場合は、それらの番号のみを記入すればよい。また、これらを変更の申請をする場合は手数料を支払う必要はない。

第4欄：代理人の選任

50.07 名義人の氏名若しくは名称又はあて先の変更の記録を申請する際に、代理人の選任が可能である。

50.08 既に記録されている代理人に変更がない場合は、該当欄を空白にしておく。

第5欄：名義人又は代理人の署名

規則 25(1)(c)

50.09 国際事務局に直接申請を行う場合は、名義人（又は代理人）の署名が必要である。

50.10 官庁を通じて国際事務局に申請を行う場合、官庁は、名義人又は代理人にその署名を要求又は許可することが出来る。この項目に名義人の署名がなくても、国際事務局がそのことを問題にすることはない。

第6欄：官庁の署名

規則 25(1)(c)

50.11 官庁を通じて国際事務局に申請する場合は、その官庁の署名が必要である。（名義人が国際事務局に直接申請を行い、自分自身で申請書を作成する場合は、第6欄を省略することができる。）

手数料計算表

国際事務局への手数料の支払に関する一般注意事項（ .08.01 ~ 11 項）を参照されたい。

50.12 名義人の氏名若しくは名称又はあて先の変更を記録する申請を行なうためには、料金表に明示された手数料を支払わなければならない。この手数料の額は、申請書に記された国際登録が何件あっても同じである。手数料の支払は、料金計算表の(b)に記載されているいずれの方法によっても可能である。国際事務局の口座を利用し、（料金計算表の(a)に必要事項を記入することによって）必要金額の借り方に記入して通報するのが最も便利な支払方法である。この方法で手数料を支払う場合、借り方の具体的な金額を記入してはならない。国際事務局向けの口座を用いた借り方記入による方法以外で手数料を支払う場合、若しくは国際事務局向けの口座を用いた借り方記入による方法で借り方に記入する金額を明記したい場合は、支払方法、支払金額又は借り方に記入する金額、及び支払い者又は借り方記入を指示する者の氏名又は名称を（ b ）に表示する必要がある。

代理人の氏名若しくは名称又はあて先の変更

A.I.セクション 5 (a)、
規則 36(i)

50.13 代理人の氏名若しくは名称又はあて先の変更の記録を申請する場合は、名義人の氏名若しくは名称又はあて先の変更記録を申請する場合と同じような公式様式を使用する必要はなく、簡単な書面で十分である。しかし、公式様式 (MM 10) もこのために使用してもよい。この様式は、名義人の氏名若しくは名称又はあて先の変更の記録に使用される、MM 9 と似ている。主な相違点は、名義人の氏名若しくは名称を記載する必要はなく、変更の内容を記載することである。もちろん、関連する代理人の氏名若しくは名称又はあて先についても同様である。代理人の変更の氏名若しくは名称又はあて先の変更の記録は無料である。

50.14 この様式は、その選任が既に記録されている代理人の氏名若しくは名称又はあて先の変更の記録を申請する場合にのみ適用される。新たに選任される代理人の記録を申請する場合には使用されない。

欠陥のある申請

規則 26

51.01 名義人又は代理人の氏名若しくは名称又はあて先の変更の記録の申請が要件を満たしていない場合、国際事務局は名義人に対してその旨を通報する。ただし、官庁を通して申請が行われている場合は、官庁に通報されることになる。その通報の日から 3 ヶ月以内に欠陥のある箇所を是正しなければならない。3 ヶ月以内に是正が行われなければ、申請が放棄されたものとみなされる。そしてその場合、支払われた手数料の半分以上を差し引いた額が払い戻されることになる。

51.02 官庁を通じて申請が行われる場合、名義人は、欠陥のある箇所を是正するのか、名義人自身が是正するのかを明確にしなければならない。

記録、通報及び公表

規則 27(1)(a)、

規則 27(1)(b)、

規則 32(1)(a)(vii)

52.01 国際事務局は国際登録簿に記録されている名義又はあて先を変更し、指定締約国等の官庁にその旨を適宜通報する。それと同時に名義人にもその旨を通報するが、官庁を通じて申請が行われている場合には、その官庁に通報されることになる。変更は、その適切な要件を満たした申請が国際事務局に受理されたとみなされた日に記録される。しかし、申請がなされたときに、国際登録の更新の後に、国際登録に関連する事後指定、取消又はその他の変更の記録の後にその変更が記録される。さらに、国際事務局は、名義人の氏名若しくは名称又はあて先の変更に関する情報を公報に掲載する。

限定、放棄及び取消

53.01 名義人は、名義人の国際登録を保護するために下記の制限のいずれかの記録の登録を申請することができる。

- 指定締約国等の一部又はすべてに影響する、商品及びサービスの指定に対する限定（「限定」）。
- すべての商品及びサービスに関する、指定締約国等のすべてにではなく一部に影響する保護の放棄（「放棄」）。
- すべて又は一部の商品及びサービスに関する、すべての指定締約国等に影響を及ぼす国際登録の取消（「取消し」）。

限定、放棄又は取消の効果

54.01 限定の登録によって、国際登録簿に記録されている国際登録から、該当する商品及びサービスが抹消されるわけではない。唯一の効果は、その指定締約国が関連する商品及びサービスの範囲で、この限定が適用された場合に国際登録による保護の対象外になることである。商品及びサービスの一覧に対する限定が、すべての指定締約国に対して有効となるように記録された場合でも、限定の対象とされた商品及びサービスは、事後指定の対象となることができる。それらは、更新時に支払われる付加手数料の計算時に考慮される。同様に、保護が放棄された締約国は、いつでもまた指定されることができる。

54.02 これに対し、国際登録が取り消された場合には、その商品及びサービスの国際登録が永久に取消されることになる。すべての商品及びサービスの登録が取り消されれば、登録簿には何も残らないことになる。商品及びサービスの一部が取消された場合は、取消の対象となる商品及びサービスの記録が抹消される。その結果、登録が全部取消となる場合は、国際登録の対象が存在しなくなるため、事後指定が行われることはない。前の名義人が再度自分の標章に対する保護を求める場合は、新たに国際出願を行う必要がある。同様に、部分的取消の場合には、名義人は、国際登録が取り消された商品及びサービスについて、事後指定をすることはできない。それらの商品及びサービスについて、再び名義人の標章に対する保護を要求する場合には、新たに国際出願を行う必要がある。

54.03 名義人が自由意思で自分の国際登録の保護に対する限定、放棄、又は取消を要求する場合には、議定書第9条の5に規定の可能性を利用して国際登録日を確保しながら国際登録を国内出願や地域出願に変更することを要求することはできない。議定書第6条(4)に従い、本国官庁によって申請された国際登録が取り消された後にのみこのような変更が可能になる(パラグラフ 79.01 ~ 06 参照)。

記録の申請

規則 25(1)(a)、

A.I.セクション 4

55.01 限定、放棄又は取消の申請は、国際事務局が定めたそれぞれの公式様式又は同様の内容の様式(MM 6、MM 7又はMM 8)を使用して国際事務局に申請しなければならない。

規則 25(1)(c)

55.02 協定に基づいて指定された締約国等のいずれかに放棄の影響が及ぶ場合には、名義人の締約国の官庁を通じて国際事務局に申請がされなければならない。

規則 25(1)(c)

55.03 取り消される国際登録の対象となる締約国のいずれかが(申請の提出時に)協定に基づいて指定された締約国等である場合には、取消しの記録の申請は名義人の締約国の官庁を通じて国際事務局に申請がされなければならない。

規則 25(1)(b)

55.04 それ以外の場合には、名義人から直接、名義人の締約国の官庁を通じて、国際事務局に申請を行うことが可能である。

規則 26(3)

55.05 申請が官庁を通じてしなければならない場合で(パラグラフ 55.02 及び 55.03 参照) 直接国際事務局に提出された場合には、その請求は、請求とはみなされず、国際事務局はその旨を送付者に知らせる。

規則 6 (2)

55.06 国際登録がフランス語のみで公表されている場合(すなわち、国際登録が協定のみで支配されて作成された国際出願の書類によってなされ、申請日に議定書に基づいて指定する締約国等がなかった場合) フランス語で記入された申請書を提出しなければならない。その他の場合には、英語若しくはフランス語のどちらで記入してもよい。実際には、言語に影響されるのは商品及びサービスの指定だけで、申請に係るその他の内容は言語に左右されることはない。したがって、放棄又は全部取消の場合には、言語に関する要件が放棄又は全部取消の場合に影響を与えることはない。

公式様式

56.01 限定、放棄又は取消の登録のための申請書（それぞれ、MM6、MM7、MM8）には、それぞれ別個の公式様式が用意されている。これらは全体的に類似しており、同じ形式で相違点の記述とともに作成されている。

国際登録番号

56.02 関連する国際登録の番号を記入する。限定、放棄及び取消の範囲がどれについても同じ場合には、すなわち、（取消の場合）影響を受ける締約国がそれぞれの国際登録について同じである場合、及びそれぞれの国際登録について変更の影響を受ける商品及びサービスが同じである場合、（放棄の場合には必ず）それぞれの国際登録によって保護されているすべての商品及びサービスにそれらの変更が適用される場合には、複数の国際登録に単一の申請により、することが可能である。

56.03 特定の国際登録について（その国際登録がまだ有効になっていないか、若しくは名義人に通報されていないなどの理由で）その国際登録番号が通報されていない場合は、その他の種類の番号が付与されることはない。名義人は、国際登録番号が通報されてから申請を行えばよい。

名義人

56.04 名義人の氏名又は名称は国際登録簿に記録されているものと同じでなければならない。また、国際事務局による名義人の識別番号が付与されている場合は、それも表示する必要がある。そうでない場合は、該当欄を空白にしておく。

代理人の選任

56.05 限定、放棄、又は取消しの記録を申請する際には、代理人の選任が可能である。

56.06 既に記録されている代理人に変更がない場合は、該当欄を空白にしておく。

締約国等

56.07 商品及びサービスの指定に対する限定がすべての締約国等に適用される場合には、様式MM6の第4欄の該当項目にチェックするだけでよい。そうでない場合には、記録される限定に関する締約国等の一覧を記載しなければならない。申請が複数の国際登録に関する場合には、この指定はそのすべてに適用される。

56.08 放棄の場合には、様式の第4欄にその影響を受ける締約国等の井指定を記載する。申請が複数の国際登録に関する場合には、同じ指定はそのすべてに適用される。

商品及びサービス

56.09 限定の場合は、様式の第5欄に商品及びサービスの指定に対する限定の範囲を明記する必要がある。その際、第5項に列挙されている商品及びサービスが限定された後のものであるのか、あるいはもとの商品及びサービスから除外するものであるのかを明示しなければならない。特定の商品及びサービスを表すための用語を別の用語(限定された用語)で置き換える場合には、どの用語を置き換えたのかを明示しなければならない。限定を示すのにどのような方法を用いるにしても、商品及びサービスをいくつかの類に分類してそれぞれの類の番号を記載し、「商品及びサービスの国際分類」の番号順に列記する。商品及びサービスの指定に含まれる一つ又は複数の商品及びサービスの類がその限定の影響を受ける場合には、影響を受ける類と受けない類の区別を明確に示さなければならない。

56.10 国際登録の対象となるすべての商品及びサービスを取り消す場合には、様式の第4欄の該当項目にチェックする。その一部のみを取り消す場合には、56.09の要領に従って、第4欄に取消の範囲を示す。

名義人又は代理人の署名

規則 25(1)(d) **56.11** 国際事務局に直接申請を行う場合は、名義人(又は代理人)の署名が必要である。

56.12 国際事務局への申請が官庁を通じて行なわれる場合、官庁は名義人又はその代理人に様式に署名することを要求又は認めることができる。署名がされていなくても、国際事務局がそのことを問題にすることはない。

官庁の署名

規則 25(1)(c) **56.13** 官庁が国際事務局に申請する場合は、その官庁の署名が必要である。(名義人が国際事務局に直接申請を行い、独自の申請書を作成する場合は、この項目を省略することができる。)

料手数料計算表(限定のみ)

国際事務局への手数料の支払に関する一般注意事項(.08.01 ~ 11 項)を参照のこと。

56.14 限定の記録を申請する場合には、料金表に定められた手数料を支払う必要がある。申請が何件かの国際登録に関するものである場合、手数料は各件に関して支払わなければならない。手数料の支払は、料金計算表の(b)に列記されているいずれの方法によっても可能である。国際事務局向けの口座を利用し、(料金計算表の(a)に必要事項を記入することによって)必要金額の借り方記入を指示するのが最も便利な支払方法である。この方法で手数料を支払う場合、借り方に記入する具体的な金額を記入してはならない。国際事務局向けの口座を用いた借り方記入による方法以外で手数料を支払う場合、若しくは国際事務局向けの口座を用いた借り方記入による方法で借り方に記入する金額を明記したい場合は、支払方法、支払金額又は借り方に記入する金額、及び手数料を支払う者又は借り方記入を指示する者(名義人、代理人又は官庁)の名前を(b)に表示する必要がある。

規則 36(iii)&(iv) **56.15** 放棄又は取消の記録を申請する場合には、そのための手数料を支払う必要はない。したがって、これらの記録を申請するための申請書には、料金計算表は含まれていない。

欠陥のある申請

規則 26 **57.01** 名義人、代理人の氏名若しくは名称又はあて先の変更登録の申請が適用される要件が満たしていない場合、国際事務局は名義人に対してその旨通報する。ただし、官庁を通じて申請がされた場合は、官庁に通報されることになる。その旨が通報されてから3ヶ月以内に欠陥のある箇所を補正しなければならない。3ヶ月以内に補正が行われなければ、申請が放棄されたものとみなされる。そしてこの場合、限定の記録の申請に関して支払われた手数料の半分を差し引いた額が払い戻されることになる。

57.02 官庁を通じて申請がされた場合、名義人が官庁が欠陥のある箇所を是正するのか、名義人自身がそれを是正するのかを明確にしなければならない。

記録、通報及び公表

規則 27(1)(a)、

規則 27(1)(b)

規則 32(1)(a)(vii)及び()

58.01 国際事務局は国際登録簿における限定、放棄又は取消を登録し、指定されている関係締約国の官庁にその旨を通報する(取消の場合はすべての締約国等に通報する)。同時に、名義人にもその旨を通報する。官庁を通じて申請が行われている場合は、その官庁に通報されることになる。登録簿に記録されている日付は、国際事務局が申請のための適用される要件を満たした申請の受理日である。しかし、名義人が請求した場合、国際登録の更新、国際登録に関連する事後指定、取消又はその他の変更の記録の後にその変更が記録される。さらに、国際事務局は、関連する情報を公報に載せる。

規則 6(3) **58.02** 国際登録がフランス語のみで公開されている場合には（すなわち、国際登録が協定のみに支配された国際出願によってなされ、申請日には議定書に基づいて指定された締約国等が存在しなかった場合）、フランス語で書かれた申請書を提出しなければならない。（その他の場合には、英語若しくはフランス語のどちらで記入してもよい。実際には、言語に影響されるのは商品及びサービスの指定だけで、申請に係るその他の内容は言語に左右されることはない。したがって、言語に関する要件が、放棄又は全部取消の場合には影響を与えない）。

限定が効力を有しない旨の宣言

規則 27(5)(a)-(c) **58.03** ある指定締約国の官庁が国際事務局によってその指定締約国に影響を与える商品及びサービスの一覧に関する限定が通報された場合、その官庁は、限定がその領域内では効力を有しないことを宣言することができる（特に、その官庁が要求されている変更が実際には一覧の限定ではなく、拡張であると見なすことを理由に）。その宣言は、名義変更の通報が当該官庁へ送付された日から 18 ヶ月の期間が満了する前に国際事務局に送付されなければならない。その官庁は、その宣言において、名義変更が効力を有しない理由、対応する法令の本質的な条項、そしてその宣言が再審査又は抗告の対象とすることができるか否かを示さなければならない。国際事務局は、限定の記録を申請した当事者（名義人又は官庁）にしかるべく通報する。

規則 27(5)(e) **58.04** その宣言が、再審査又は抗告の対象とすることができる旨を表明している場合、名義人は関係する官庁からその再審査又は抗告を請求する際の期限及びこれを提出する当局について確認することとなる。官庁はその宣言に関する最終決定をすべて国際事務局に通報しなければならず、国際事務局はその限定の記録を申請した当事者（名義人又は官庁）にしかるべく通報する。

規則 27(5)(d)及び(e)

58.05 効力を有しない限定又はその宣言に関する最終決定は、国際登録簿に記録される。関連する情報は、公報で公表される。

名義の変更

59.01 様々な理由と様々な方法によって、標章の名義の変更が可能である。譲渡契約などの契約による所有権の変更が可能であり、その他の理由としては司法決定、すなわち相続や倒産などに伴う法令の適用が挙げられる。2つの企業が合併したときは所有権が自動的に変更される。

59.02 国際登録の所有権の変更はその国際登録によって保護されているすべての商品及びサービスに関連する場合もあるし、その一部にのみ関連する場合もある。同様に、所有権の変更は、すべての指定締約国等に関連する場合もあるし、その一部にのみ関連する場合もある。

規則 1(xxii)

59.03 規則では、所有権の変更の理由や種類は区別していない。議定書第9条のように、すべての場合に対して一律に「所有権の変更」という用語が用いられている。国際登録簿に所有権の変更が記録されるまでは、前の所有者が「名義人」となる。「名義人」とは、その氏名又は名称が国際登録に記録されている者又は法人を指す。新しい名義人は「譲受人」と呼ばれる。所有権の変更が記録された後は、当然、譲受人が国際登録の名義人になる。

59.04 この用語は協定において用いられている用語とは異なる。協定第9条の2では、すべての商品及びサービスの所有権の変更並びに国際登録によって指定されているすべての締約国に関する所有権の変更に対して「譲渡」という用語が用いられている。その一方、第9条の3では、商品及びサービスの一部並び一部の締約国に関する所有権の変更に対して「一部譲渡」という用語が用いられている。

譲受人が新しい名義人になるための資格

60.01 譲受人が国際出願を申請する資格を有するものである場合に限り、所有権の変更の記録が可能である。さらに、その譲受人が新名義人として保護を求める対象の国際登録によって指定されている各締約国等の範囲において、譲受人の権利が検討されなければならない。

規則 25(2)(a)(iv)

60.02 所有権の変更の記録の申請に際して、譲受人は、国際登録の名義人になるために協定第1条(2)及び第2条又は議定書第2条(1)に定められている要件を満たしている場合に、その締約国を表示しなければならない。すなわち譲受人は、協定又は議定書の適用を受け、譲受人が真正かつ有効な工業上又は商業上の営業所、若しくは住所を有する締約国、又は協定又は議定書の適用を受ける締約国等(若しくは議定書の適用を受ける機関又は加盟国)で、譲受人が国籍を有する国を表示しなければならない。もっとも、譲受人は、協定の適用を受ける締約国と議定書の適用を受ける締約国を含めて複数の締約国との関係を主張することができる。

規則 25(3)

60.03 指定締約国等に関して、ある者が国際登録の名義人として記録されるか否かを決定するための原則を以下に列記する。

- その指定締約国が議定書ではなくて協定に支配されている場合には、その締約国に対する名義人として登録することができる。但し、その締約国(又は複数の締約国の一つ)もまた、パラグラフ 60.02 で述べられている協定の加盟国であるものとする。

- 指定締約国等が協定ではなくて議定書に支配されている場合には、その締約国に対する名義人として登録することができる。但し、その締約国(又は複数の締約国の一つ)もまた、パラグラフ 60.02 で述べられている議定書の加盟国であるものとする。

- 譲受人が、協定と議定書の両方の加盟国である締約国、又は協定に加盟する締約国又は議定書に加盟する締約国を表示することができれば、いかなる締約国を指定しても国際登録の名義人として記録される。

60.04 60.02 及び 60.03 に規定されている例を以下に示す。

譲受人が特定の国の国民で、議定書のみ支配され、他のいかなる国にも住所や営業所を有していない；

- 国際登録を協定のみ支配される締約国等に拡張する場合には、国際登録簿に所有権の変更を記録する事ができない。

- 国際登録が、協定のみ支配される締約国等及び議定書にも支配される締約国等に保護の拡張をする場合は(協定にも支配されるか否かに拘わらず) 議定書によって支配されるすべての国において、所有権の変更を記録することができる。

- 国際登録が(協定に支配されているか否かに拘わらず) 議定書に支配される締約国等に保護の拡張をする場合には、すべての指定締約国等において所有権の変更が記録される。

これに対し、上記の譲受人が協定に支配されている締約国等に真正かつ有効な営業所を有する場合には、すべての指定締約国等において名義人の変更が記録される。

規則 25(4)

60.05 譲受人が複数存在する場合には、そのいずれに対しても 60.03 に記載された事項が適用される。その結果、そのいずれかがある特定の締約国等に関し、国際登録の名義人になるための条件を満たさない場合には、その締約国等について、名義人の変更を記録することはできない。しかし、条件を満たす対象となる締約国等がすべての譲受人にとって同一である必要はない。

60.06 前パラグラフにおける理由から、1 又は複数の指定締約国における国際登録簿に名義人変更の記録ができない場合は、パラグラフ 65.01 で述べられているように、その譲渡は名義人の一部変更として記録される。新しい名義人が名義人として記録される資格を有する別個の国際登録が指定締約国において成立する。残りの締約国に対しては、国際登録は現在の名義人の氏名若しくは名称のままである。新しい名義人がこれら後者の締約国において名義人として記録される資格を有することになった場合、パラグラフ 66.01 から 04 で述べられているように、国際登録の併合を請求できる。その結果、国際登録簿に名義変更を記録することができない当事者間の問題については、関係する締約国の法令に委ねられる。

A 9 条の 2 (1)

60.07 マドリッド協定 9 条の 2 (1)の最後の文章によると、本国官庁以外の締約国等に営業所がある者に譲渡する場合は、従属した 5 年間に影響し、国際事務局は、新しい所有者の国の官庁の同意を得ることとし、可能であれば新しい所有者の国における標章の国際登録番号及びその日を公表する。この手続は、マドリッド協定の歴史の中の一時期に、このような譲渡は本国の変更を必要とするという事実によって正当化されていた。セントラルアタックの基礎となり得る新しい本国官庁における国内登録を確定的なものにするに関して、以前に新しい本国官庁の同意を要求した譲渡は記録されることとなる。しかしながら、1957 年の二ス改正以降、本国官庁は、所有権の変更に従った変更をしなかった。その結果、マドリッド協定 9 条 bis(1)の最後の文章に述べられている手続はその正当性を失うこととなった。従って、マドリッド連合の議会は 1995 年に国際事務局がこの規則を適用するのを取りやめることを決定した。

名義人の変更の記録の申請

規則 25(1)(a)(i)、

A.I.セクション 4

61.01 名義人の変更の記録の申請は、国際事務局が定めた公式様式 (M M 5) 若しくは同じ内容と形式を有する様式に基づいて、国際事務局に提出しなければならない。

規則 25(1)(b)

61.02 その申請は、名義人 (又は記録されたその代理人) 記録された名義人の締約国の官庁又は譲受人の締約国、すなわち、パラグラフ 60.02 で述べられている締約国 (又は締約国の一つ) の官庁が国際事務局に提出することができる。名義変更が協定に基づいて指定された締約国に影響を与える場合でさえも、名義変更の記録申請の提出に関する制限が、2002 年 4 月 1 日付けで撤廃されることは注意を要する。しかし、現在の名義人も新しい名義人 (譲受人) もその官庁が本国官庁である締約国との関係を有していない場合、その申請を本国官庁 (すなわち、それを通じて国際出願が提出された官庁) を通じて提出することはもはやできなくなる。

61.03 その申請が、官庁を通じて国際事務局に提出される場合、その官庁は名義変更に関する証拠の提出を要求することができる。しかし、国際事務局は名義変更の証拠の要求はせず、またいかなる裏付け資料 (譲渡契約又はその他の契約の写しなど) も国際事務局に送付してはならない。

規則 6(2)

61.04 国際登録がフランス語のみで公開されている場合には(すなわち、国際登録が協定のみに支配された国際出願によってなされ、申請日には議定書に基づいて指定された締約国が存在しなかった場合) フランス語で書かれた申請書を提出しなければならない。その他の場合には、英語若しくはフランス語のどちらで記入してもよい。実際には、言語に影響されるのは商品及びサービスの一覧だけで、申請に関するその他の内容は言語に左右されることはない。

公式様式

第1欄：国際登録番号

62.01 該当する国際登録の番号を表示しなければならない。同じ名義人から同じ者へ権利を移転する場合は、複数の国際登録に関して単一の申請を行うことが可能である。但し、当該国際登録の個々に関して、その名義変更がすべての指定締約国又は同じ締約国に適用され、またすべての商品及びサービス又は同じ商品及びサービスに関するものであるとする。

62.02 ある特定の国際登録について、(その国際登録がまだ有効になっていないか、若しくは名義人に通報されていないなどの理由で)その国際登録番号が未知である場合は、その他の種類の番号は付与されない。名義人は、国際登録番号が通報されてから申請を行うべきである。

第2欄：名義人

62.03 名義人の氏名又は名称は、国際登録簿に記録されているものと同じでなければならない。また、国際事務局による名義人の識別番号が付与されている場合は、それを表示する必要がある。そうでない場合は、該当欄を空白にしておく。

第3欄：譲受人

規則 25(2)(a)(iii) **62.04** 国際出願の出願人の氏名若しくは名称とあて先に関する手引(パラグラフ 09.02 ~ 07 参照)に従って、譲受人の氏名又は名称とあて先を表示する。

第4欄：譲受人が名義人になるための資格

規則 25(2)(a)(iv) **62.05** 譲受人が国籍を有する締約国(又は譲受人が国籍を有する締約機関の国の名) 譲受人が住所を有する加盟国、若しくは現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する締約国を該当欄に記入する。これらの欄をすべて使用してもよいし、一部のみを使用してもよい。また、一つの欄に複数の締約国を記入することができる。譲受人が締約機関の加盟国でもある締約国に住所若しくは営業所を有する場合には、必要に応じて一部又はすべての欄を使用してこれら両方の締約国を記入することができる。

62.06 譲受人が複数の締約国を引用できる場合には、どの締約国を記すかは譲受人の判断に委ねられる。しかしながら、これは、名義人の変更によって影響を受ける締約国に関して、譲受人(譲受人が複数存在する場合はそれぞれの譲受人)が国際登録の名義人になる資格があることを示すだけで十分である(60.03~06を参照)。

規則 25(2)(a)(v)

62.07 (a)(iii)又は(iv)に基づき、譲受人がある特定の締約国に居住し、又は営業所を有しているが、第3欄に該当する住所がその締約国の領域内にはない場合には、譲受人が締約機関の締約国又は加盟国の国籍を有していることが示されている場合を除いて、そうした住居又は営業所のあて先を(b)に基づいて記入する必要がある。

第5欄：代理人の選任

62.08 名義変更の記録の際に、代理人を選任する機会が提供される。名義人の一部を変更する場合、記録されている名義人(譲渡人)が新しい代理人の選任を希望するときは、様式の第5欄(a)を使用しなければならない。譲渡人の代理人に変更がない場合、様式の第5欄(a)は空白のままにしておくものとする。

規則 3(6)(a)

62.09 新しい名義人(譲受人)の代理人を選任するためには、様式の第5欄(a)を使用しなければならない。名義を全面変更する場合、譲渡人の代理人に関する記録は、国際事務局の職権によって取消されるものとする。譲渡人の代理人として記録されていた者が、譲受人の代理人として記録されるためには、第5欄(b)に記入することによってその者が再任されなければならない。

第6欄：締約国

62.10 名義人の変更がその国際登録の対象となるすべての指定締約国に係る場合には、該当欄にチェックを記入する。そうでない場合には、名義人の変更の記録に係る締約国名を記す。

第7欄：商品及びサービス

62.11 名義人の変更が国際登録によって保護されているすべての商品及びサービスに係る場合には、該当欄にチェックを記入する。そうでない場合には、名義人の変更が関連する商品及びサービスを列記する。その際、それらを、国際分類の区分と順番に従って区分けする必要がある。

第8欄：その他の要件

規則 25(2)(b) 62.12 譲受人が自然人である場合には、(それが既に第4欄(a)の下に記されているか否かにかかわらず)(a)の下に譲受人の国籍を記す。出願人が法人である場合には、それが所在する国家(及び、必要に応じて国の中の地域名)とともにその法人の種類を記入する。これらの記述は任意で、これらのことが記載されていない場合でも国際事務局に問われることはない(パラグラフ 09.11 参照)。

第9欄：名義人又は代理人の署名

規則 25(1)(d) 62.13 国際事務局に直接申請書を提出する場合は、名義人(又は代理人)の署名が必要である。

62.14 官庁を通して国際事務局に申請書を提出する場合は、その官庁は名義人に対し、様式に署名することを要求するか又は許可することができる。しかし署名が記入されていない場合でも、国際事務局に問われることはない。

第10欄：官庁の署名

規則 25(1)(d) 62.15 官庁から国際事務局に申請書を提出する場合は、その官庁の署名が必要である。(名義人が国際事務局に直接申請書を提出し、自分自身で申請書を作成する場合は、第9欄(ただし、「第10欄」の誤りと考えられる。)を省略することができる)。

手数料計算表

国際事務局への手数料の支払に関する一般注意事項(.08.01 ~ 11 項)を参照のこと。

62.16 名義人変更を記録する申請を行なうためには、料金表に明示された手数料を支払わなければならない。その申請が複数の国際登録に関するものである場合、それら個々に関して手数料を支払わなければならない。手数料の支払は、料金計算表の第3部に列記されているいずれの方法によっても可能である。国際事務局内の口座を利用し、(料金計算表の(a)に記入することによって)必要金額の引き落としを指示するのがおそらく最も便利な支払方法である。この方法で手数料を支払う場合、具体的な支払金額を記入してはならない。国際事務局内の口座を用いる方法以外で手数料を支払う場合、若しくは国際事務局内の口座を用いて引き落としを行う際に、引き落とし金額を明記したい場合には、支払方法、支払金額又は引き落とし金額、及び手数料を支払う者又は指示を行う者の氏名又は名称を(b)に明示する。

欠陥のある申請

- 規則 26 **63.01** 名義変更の記録の申請が適用される要件を満たしていないとき、国際事務局はその事実を名義人に通報し、かつ当該申請が官庁によりなされたときは、当該官庁に通報するものとする。欠陥は、通知の日から3月以内に是正することができる。もし、是正がなされない場合には、その申請は放棄されたものとみなされ、納付された金額は、その金額の半分に相当する額を差し引いた後に、支払を行った者に返還される。
- 63.02** 申請が官庁を通して提出された場合、名義人又は譲受人は、官庁が当該欠陥を是正することとなるのか、名義人自身がそれを是正するのかを明確にしなければならない。

記録、通報及び公表

- 規則 27(1)(a) **64.01** 国際事務局は、国際登録簿に名義人の変更を記録し、当該国際登録の移転に関連する指定締約国等の官庁に通報する。また、同時に名義人、当該申請が官庁によって提出された場合には、当該官庁に通報するものとする。国際事務局は、先の名義人（名義が完全に変更された場合）及びその一部が譲渡若しくは移転された国際登録の名義人（名義が部分的に変更された場合）に通報する。

規則 27(1)(b)

- 規則 32(1)(a)() **64.02** 変更は、適用される要件を満たした申請を国際事務局が受理した日付で記録される。しかしながら、名義人がその他の変更、取り消し、若しくは同じ国際登録に関する事後指定、又は国際登録の更新の後にその記録がなされることを希望した場合は、それよりも後の日付で記録される。さらに、国際事務局はこれに関連する事項を公報に公表する。

規則 6(3)

64.03 国際登録がフランス語のみで公表されている場合、(すなわち、国際登録が、協定のみで支配された国際出願の結果生じたものであって、申請の日に議定書に基づいて指定された締約国等がない場合、変更はフランス語のみで記録及び公表される。その他の場合は、英語とフランス語の両方でなされる。(実際、記録と公表の言語の問題は、商品及びサービスの一覧にのみ影響を及ぼし、その他の事項の記録及び公表は言語とは無関係である。よって、国際登録に含まれるすべての商品及びサービスに関する名義の変更には問題は生じない。)

名義人の一部変更

A.I.セクション 16

65.01 一部の商品及びサービス、若しくは一部の指定締約国等に関する国際登録の名義人の変更の記録が申請された場合、その変更は関連する国際登録の番号の下に国際登録簿に記録される。変更がすべての指定締約国に関連する場合、名義人の変更の対象となる商品及びサービスは国際登録から取消される。移転された部分は別個の国際登録として記録され、当該別個の国際登録は、その一部が移転された登録の番号を大文字とともに付すものとする。公報での公表は、移転された国際登録の一部についてなされる(特に、標章の複製、商品及びサービスの一覧及び関連する指定締約国等とともに)

65.02 生じた別個の国際登録はいずれも、後のすべての又は一部の所有権の変更の対象となり得る。

名義人の変更に伴う国際登録の併合

規則 27(3)

66.01 名義人の一部変更によって、同一の当事者が同じ標章について複数の国際登録の名義人になった場合には、その当事者は国際登録の併合を申請することができる。

66.02 上記のように複数の国際登録を併合できるのは、65.01 に記載されているように、名義人の部分的な変更によって単一の国際登録が分かれた場合に限られる。個別的な国際出願によって生じた複数の国際登録が単一の名義人のもとに併合される場合に関する条項は存在しない。

66.03 国際登録の併合の記録の申請のための様式は、公式のものも、非公式のものも存在しない。その申請は直接、若しくは本国官庁又は関係する官庁を通して国際事務局へ提出される。

66.04 併合によって生じる国際登録は、該当する場合には、一部が譲渡されたもとの国際登録の番号をアルファベットの大文字とともに付すものとする。下記の例はこれを具体的に説明するものである。

- 国際登録の譲渡部分のすべて又は一部(もとの国際登録番号+文字で記録されている)がもとの国際登録(本来の国際登録番号で記録されている)と併合する場合には、併合によって生じる国際登録はもとの国際登録の番号を有することになる(すなわち、文字は付かない)。

- 国際登録の譲渡部分のすべて又は一部(各々、もとの国際登録番号+文字で記録されている)がそれら同士で併合する場合には、併合によって生じる国際登録には、もとの国際登録の番号と、これまでもとの国際登録番号につけられた最後の文字の次の文字(アルファベット順)が付されることになる。

名義人の変更が効力を有しない旨の宣言

67.01 特定の締約国に係る国際登録の名義人の変更の有効性は、その締約国の法律に支配される。特に、名義人の変更が商品及びサービスの一部のみに係る場合に、譲渡された部分に含まれる商品及びサービスがもとの名義人の名義で保持されている商品及びサービスと類似している限り、指定締約国は変更の有効性を認めることを拒絶する権利がある。このことは協定の第9条の3(1)で明確に説明されている。

規則 27(4)(a)-(c)

67.02 したがって、ある指定締約国が国際事務局によって、その指定締約国に影響を与える名義人の変更について通報された場合に、その指定締約国の官庁はその領域においてその変更が効力を有しないことを宣言することができる。その宣言は、その官庁に名義変更の通知が送付された日から18ヶ月の期間が満了する前に、送付されなければならない。その官庁は、その宣言において、名義人の変更が効力を有しない理由、対応する法令の本質的な条項、そしてその宣言が再審査又は抗告の対象とすることができるか否かを示さなければならない(関係締約国が協定の支配を受ける場合には、名義人の部分的変更を無効であるとする理由は協定の第9条の3(1)に記載されている理由に限定される)。官庁は国際事務局にそのような宣言を通報し、国際事務局はその旨を変更の記録の申請を提出した当事者(名義人又はその官庁)及び新しい名義人に通報する。

規則 27(4)(e)

67.03 その宣言が、再審査又は抗告の対象とすることができる旨を含んでいる場合に、譲受人は関係する官庁からそのような再審査又は抗告を請求する際の期限及びこれを提出する機関について確認することとなる。官庁はその宣言に関する最終判断をすべて国際事務局に通報しなければならない。そして国際事務局が、名義人の変更及び新しい名義人の記録を申請した当事者(名義人又は官庁)にその旨を通報する。

規則 27(4)(d) & (e)

規則 32(1)(a)(xi) **67.04** 名義人の変更が効力を有しないとする宣言若しくはその宣言に係るあらゆる最終判断が国際登録簿に記録される。その宣言又は最終判断の対象になる国際登録の部分は、名義人の一部変更の記録の場合と同じように、別個の国際登録として記録される（65.01を参照）。関連情報は公報に載せられる。

規則 27(4)(a) **67.05** 名義人の変更が効力を有しないとする指定締約国による宣言の効果は、国際登録簿上、その締約国に関して、関係国際登録が譲渡人の名義のまま維持されることである。しかし、譲渡当事者に関する限り、その宣言の効果は、当該国内法の問題である。

国際登録簿の更正

規則 28(1) **68.01** 国際事務局が国際登録簿に国際登録に関する不備があると判断した場合には、国際事務局が職権によってその不備を更正する。また、名義人又は官庁の申請によってもなされる。

68.02 不備の更正の申請に効力を与える前に、国際事務局は、国際登録に不備があることを確信しなければならないことから、次のような実務に従っている。

(a) 国際登録簿に記されている事項と、国際事務局に提出した書面に相違があった場合は国際事務局側に不備があるとし、不備は更なる議論を経ずに更正されるものとする。

(b) 国際登録簿に明らかに不備があり、見る者が不備があり更正以外になされるべきものはないと認識する程度に、考えられる更正も明らかである場合には、不備は国際事務局の知るところとなり次第、更正されるものとする。

(c) 国際登録簿に、客観的な不備が実際にあった場合、例えば、名義人の氏名若しくは名称又はあて先、若しくは日付又は基礎登録番号が誤って記録されている、あるいは国際登録の対象である標章が基礎の標章と同一でない場合、ほとんどの場合が更正される。国際事務局に提出された書面と締約国等の登録簿に記録されているものに相違がある場合、更正の申請は締約国等の官庁によって提出される。

(d) その他の場合、特に申請が指定締約国等のリスト、又は商品及びサービスの一覧の変更である場合、誤りを含む書類を国際事務局に提出した官庁による誤りでない限り、それは国際登録簿の不備の更正とは扱われない。従って、この種の更正は当該官庁により国際事務局へ提出されなければならない。国際登録簿に記録されている指定締約国等のリスト又は商品及びサービスの一覧が出願人、名義人、又は代理人によって、本国官庁に提出されたものと一致するとき、国際登録簿に不備はないものとする。出願人、名義人、又は代理人による、指定締約国等の表示又は商品及びサービスの一覧の不備は、28規則に基づき是正できないものとする。

規則 28(4) **68.03** 当該官庁にその原因があり、またその修正によって国際登録に基づいた権利に影響を与える誤りは、2002年4月1日付けで、国際登録簿の間違った記録が公表された日から9ヶ月以内に修正の申請が国際事務局に受理された場合に限って、修正することができるようになる。間違った記録の原因となっている書類は常に国際事務局により保管されているので、この期限は、国際事務局による誤りには適用されない。この期限は、名義人の氏名若しくは名称又はあて先あるいは商品及びサービスの一覧における明らかな間違いのような本質的ではない誤りにも適用されない。

規則 28(2),

規則 32(1)(a)(ix) **68.04** 国際登録簿の不備が更正された場合は、国際事務局は名義人と同時に指定国等の官庁にも通報しなければならない。更正は、公報でも公表される。

更正に伴う拒絶

規則 28(3) **68.05** 更正の通報を受けた官庁は、国際事務局への通報によって、修正された国際登録に対して保護を与えることができない、又はもはやそうすることができないことを宣言することができる。先に関係する官庁に通報された国際登録にあっては該当せず、国際登録が更正されたことにより該当することとなる拒絶の理由がある場合に、これがなされる。

68.06 更正の効力に対する拒絶の通報、特にそのような拒絶を通報する期限については、協定及び議定書の第5条及び16～18規則が準用される(パラグラフ 34.02 及び 03 を参照)。かかる期限は、更正の通報を送付した日から数えられる。

国際登録におけるその他の変更の禁止

69.01 国際登録の対象となる当該標章に影響を及ぼすその他の変更を国際登録に登録することはできない(ただし、国際登録簿におけるそのような事実の記録に関しては、「国際登録に影響を及ぼす締約国の事実」という項を参照のこと)。

69.02 特に、更新時においてもその他の時期においても、またいかなる方法によっても国際登録に登録されている標章の補正を可能とする規定は存しない。名義人がたとえわずかでも記録されているものと異なった標章の保護を求める場合には、新たに国際出願を提出しなければならない(官庁が本国官庁である締約国の法律によってこのような変更が認められている場合)。基礎出願、基礎出願から生じた登録又は基礎登録に変更を加えることが可能である場合にもこのことが適用される。ただし、このことは、名義人が国際登録簿に登録されている標章と相違する形で標章を使用する場合にも、必ず新たな国際出願を提出しなければならないということではない。パリ条約第5条C(2)に規定されているように、名義人は、当該標章の本質に影響を及ぼすことのない要素において登録されている標章と相違する形で標章を使用しても無効にはならず、また当該指定締約国の国際登録に対する保護を損なうこともない。

69.03 国際登録の、商品及びサービスの一覧を拡大することはできない。もし、名義人が保護する商品又はサービスを追加したい場合には、新たな国際出願を提出しなければならない。当該商品及びサービスが基礎出願又は基礎登録に含まれていたとしても、すなわち、当該商品及びサービスが本来の国際出願に含めることが可能であったが、結果として除外した場合であっても、このことが適用される。

国際登録の更新

P6 条(1)

P7 条(1)

70.01 議定書の定めるところによれば、国際登録の存続期間は10年間である。また、更新時に所定の手数料を支払うことによって、その存続期間がさらに10年間延長される。

A6 条(1)

A7 条(1)

規則 10

規則 30(4)

70.02 協定の定めるところによれば、国際登録の存続期間は20年間で、所定の手数料を支払うことによってその存続期間がさらに20年間延長される。しかし規則の定めるところによれば、10年ごとに手数料を賦払いすることが必要とされている。また、二回目の支払に関する要件及び規定は更新の場合と同じである。したがって、実務的な目的では、二回目の支払を更新料の支払と見なすのが合理的であり、共通規則も本ガイドも、二回目の支払を更新料の支払として扱っている。

拒絶又は無効後の更新

規則 30(2)(b) **70.03** 特定の締約国について国際登録によって保護されている商品及びサービスに関する拒絶が記録された場合であっても、名義人は当該締約国に関する国際登録の更新を申請することができる。しかし、更新料を支払うときに、それとともに、当該締約国に関して更新を登録する旨を示した供述書を提出しなければならない。(拒絶を宣言した締約国について更新が認められる理由としては、更新時において、かかる拒絶に関する司法的又は行政的な手続がなされていないことが挙げられる。拒絶が抗告の対象となり、更新期日までに最終判断が下されていない場合には、名義人の権利が守られなければならない)。なお、拒絶を宣言した指定締約国がかかる更新の効果に対していかなる位置づけを行うかについて拘束されることはない。

規則 19(1)、

規則 30(2)(c)

70.04 国際登録における無効の記録はもはや抗告を受けることがないため、無効に関しては状況が異なる。従って既に全ての無効が登録されている締約国については国際登録を更新することができない。また、保護の放棄が記録された締約国についても国際登録を更新することができない。一部無効、特定の締約国に関する商品及びサービスの一覧に対する限定、若しくはすべての締約国に関する一部取消の場合にも、無効、限定又は取消が適用される商品及びサービスに関する更新をすることができない。

共通規則の施行前に生じた国際登録

規則 40(2)(c)

71.01 共通規則の施行前に生じた国際登録について：

- 20年分の手数料が支払われている場合には、その期間が満了するまで手数料を支払う必要はない(事後指定がある場合は例外で、それについては71.02を参照)。その後、共通規則に従い(10年分の)更新料を支払うこととなる。

- 共通規則の施行前に最初の10年分の手数料が賦払いされており、20年分の残りの手数料が未払いである場合には、共通規則に従い、最初の10年の期間が満了した時点で更新料を支払うこととなる。

規則 40(3)

71.02 共通規則の施行後に、20年分の必要な手数料が支払われている国際登録に関連する事後指定が行われた場合、事後指定の有効日は最初の10年間となり、その事後指定の日を支払われた追加手数料又は個別手数料は最初の10年分のものである。この期間が満了するとき、かかる事後指定により関連する締約国等について、さらなる付加手数料又は、個別手数料を支払わなければならない。この手数料に関する手続は、通常の更新の際と同様である。(パラグラフ72.01~72.04参照)。

71.03 以下の例により上記のことを説明する。
1996年1月10日に国際登録を受けた名義人が20年分の手数料を支払った場合には、通常、2016年1月10日まで他の手数料は一切かからない。しかしながら、もし、2006年1月10日より以前に有効となる事後指定がなされた場合、その指定の手数料は、2006年1月10日までのものとみなし、当該事後指定に係る締約国については、当該期日に付加手数料又は個別手数料を支払うこととなる。

更新手続

A7条(4)

P7条(3)

規則 29

72.01 各10年の保護期間が満了する6ヶ月前に、国際事務局は非公式の通報を送付し、国際登録の名義人と(存在すれば)その代理人に、満了日を知らせる。ただし、かかる非公式の通報が名義人(又は代理人)の手にわたらなかったために指定期日までに手数料を支払うことができなかったという理由は一切認められない。かかる非公式の通報には、国際登録簿に全面的な拒絶又は無効が記録されていない指定締約国及び国際登録が放棄されていない指定締約国がすべて列挙されている。

7条(2)

72.02 更新は単に更新料を支払って国際登録の保護期間を延長するための手続として扱われるため、現在の保護期間の満了日に国際登録に関する変更をそこに含めることはできない。したがって、名義人の氏名若しくは名称又は名称又はあて先、若しくは商品及びサービスの一覧などに対する変更を更新手続の一部として含めることはできない。更新が行われるときに名義人がかかる変更の記録を要請する場合には、適切な手続により更新とは別に変更記録のための申請を国際事務局にしなければならない。かかる変更は、当該国際登録の満了日以前に国際登録簿に登録された場合に限り、更新時に記録されるデータに含められる(76.03を参照)。

規則 30(2)(a)

規則 30(2)(d)

72.03 しかし、国際登録の更新は、その手続の対象として含まれている締約国のみについて行われる。このことは、協定第7条(2)及び議定書第7条(2)により更新に含めることのできない変更として扱われるものではない。この場合、手数料の支払とともに、更新を希望しない締約国を列記した供述書を提出しなければならない。

72.04 国際登録の更新のための公式様式といったものは何も定められていない。更新は、必要事項（当該国際登録の番号及び支払いの目的）が明記されていれば、どのような通知によっても行なうことができる。しかし、満了日を知らせる非公式な通報とともに国際事務局から名義人及び代理人に送付される非公式な様式（MM11）を使用すると便利である。この様式の写しがパートDで示され、下記の項目を表示するための欄が設けられている。

- 更新する国際登録の番号

名義人の氏名若しくは名称及びあて先（これらは、国際登録簿に記録されているものと同じでなければならない）

第3欄(a)における、国際登録が、それに対する全面的な拒絶、全面的な無効又は放棄が記録されていない指定締約国の各国に関して更新が行なわれることの表示又は第3欄(b)における、更新を必要としない指定締約国（72.03を参照）の国名の表示又は国際登録の対象となるすべての商品及びサービスについて国際登録簿に拒絶を記録することができる事実にもかかわらず、更新が必要な指定締約国の国名の表示（パラグラフ72.03を参照）。

- 名義人又は代理人若しくはそこを通して更新の申請が提出される官庁の署名

- 支払い手数料の額と支払い方法、若しくは国際事務局内の口座から必要額を引き落とすための指示

更新料

規則 30(1)

73.01 更新料には下記の手数料が含まれる。

- 基本手数料；
- 個別手数料が支払われる指定締約国ごとの個別手数料；
- 個別手数料の適用がない指定締約国ごとの付加手数料；
- 3を越える商品及びサービスの区分を指定した場合の各類ごとの追加手数料。ただし、すべての締約国に個別手数料が適用される場合には、追加手数料は支払う必要はない。

規則 1(xvii) の 2) **73.02** 当該締約国が個別手数料を受け取ることを選択し(パート C を参照) 締約国の指定が議定書によって支配される場合には、個別手数料が支払われる。しかし、指定が当初は議定書に基づいて行なわれたが、その後の名義変更によって、名義人の締約国と当該指定締約国の両方が協定によって支配される場合には、その指定は今度は協定によって支配される。従って、更新時に支払われるのは、個別手数料ではなく、付加手数料となる。それとは反対に、指定が協定に基づいて行なわれたが、その後の名義変更によって、名義人の締約国及び/または当該指定締約国が議定書のみによって支配される場合には、支払われるのは個別手数料となる。

73.03 国際登録の更新時に支払う料金を計算するために、WIPO のウェブサイトの国際標章ページにある料金計算機を利用することができる。

規則 30(1)、A7 条(5)、P7 条(4)

73.04 遅くとも満了日の当日までには、国際事務局に手数料が支払われなければならない。満了日当日の 3 ヶ月前以前に支払われた手数料は、すべて満了日当日の 3 ヶ月前に支払われたものとして扱われる。更新期日から 6 ヶ月後までは手数料の支払が可能であるが、その場合は(更新基本手数料の 50% に相当する) 割増料金も併せて支払わなければならない。

規則 34(7)(d)

73.05 国際事務局に更新料を支払った日から更新期日までの間に更新料の総額が変更された場合、

- 更新期日の 3 ヶ月前以降に手数料が支払われた場合には、支払日に有効であった金額が適用される。;

- 更新期日の 3 ヶ月前以前に手数料が支払われた場合にはすべて更新期日の 3 ヶ月前に支払われたものとして扱われ、更新期日の 3 ヶ月前に有効であった金額が適用される。

更新料が更新期日以降に支払われた場合には、支払日に有効であった金額が適用される。

73.06 更新料は名義人が国際事務局に直接支払うことができる。しかしながら、名義人の締約国の官庁が更新料を受け取って国際事務局におさめることに同意している場合には、当該官庁を通して更新料を支払うことができる。ただし、名義人は必ず当該官庁を通して更新料を支払う必要はない。

8 条(1)

73.07 本国官庁が更新料を受け取ってそれを国際事務局におさめることに同意する場合は、当該官庁の意思で必要額の手数料を定め、それを受け取ることができる。

手数料不足

- 規則 30(3)(a) **74.01** 支払われた手数料の額が規定の額に満たない場合には、国際事務局は名義人及び(存在すれば)代理人に不足額を明示してその旨を通報する。名義人、代理人及び官庁以外の者によって手数料が支払われた場合には、国際事務局から当該当事者にその旨が通報される。
- 規則 30(3)(b) **74.02** 更新期日から6ヶ月が経過した後に支払われた手数料の額が規定の額(延滞割増料金も含む)に達していない場合には、更新は記録されない。国際事務局は手数料を支払った当事者に支払われた額を返金し、名義人及び代理人にその旨を通報する。
- 規則 30(3)(c) **74.03** しかしながら、上記した規則には例外がある。74.01に記載の通報が、6ヶ月の期間が満了する日の3ヶ月前より後に送付され、かかる期間の満了日までに規定額の70%以上の金額が支払われている場合には、国際事務局は国際登録の更新を進める。ただし、通報日より3ヶ月以内に規定の手数料が支払われなかった場合には、国際事務局は更新を取消し、支払われた額を当事者に返金する。
- 74.04** 支払った額が不足している場合には、名義人は不足分の金額を支払う代わりに、指定締約国の一部の除外を要請し、それによって規定総額を減らすことができる。ただし、かかる要請は、不足分の手数料を支払う期間中に行われなければならない。

更新の記録 ; 通報、証明及び公表

- 規則 31(1) **75.01** 国際事務局は、規定の手数料が更新期日後6ヶ月間の猶予期間中に支払われた場合でも、更新期日を登録日として登記簿に更新を登録する。
- 規則 31(2) **75.02** 更新の有効日は、当該国際登録に含まれるすべての指定について同一であり、当該指定が国際登録簿に記録された日に関わらない。
- 規則 31(3) **75.03** 国際登録が更新された場合には、国際事務局は関係する指定締約国の官庁にその旨を通報し、名義人に証明書を送付する。
- 規則 31(4)(b) **75.04** 国際登録が指定締約国について更新されなかった場合には、国際事務局はそれぞれの場合に応じて関係する官庁に通報する。

規則 32(1)(a)(iv) **75.05** 国際登録が更新された場合、更新に関するデータは公報に公表される。公表は、事実上、更新後に示されるという形式で国際登録の再公表となる。

規則 6 (3) **75.06** 国際登録がフランス語のみで公表されている場合（すなわち、協定のみによって支配された国際登録により生じた国際登録であり、かつ、更新の日に議定書に基づいて指定された締約国等がない場合）、更新は、フランス語のみにより記録及び公表される。その他の場合、英語及びフランス語の両方で記録及び公表がなされる。

追加的更新

75.07 国際登録が、一部の指定締約国等に関して更新された場合には、名義人が決定により、満了の日以降に、既に効力を有する更新に含まれない指定締約国等に関する更新に関して、6ヶ月の猶予期間（73.04 参照）を経過していないかぎり、“追加的更新”とよばれる方法によってすることができる。この料金は、基本手数料、付加手数料又は関連する締約国等が採用している個別手数料及び 73.04 に言及している割増料金によって支払う。

更新無し

76.01 国際登録が更新されなかった場合（名義人が更新料を納めない又は料金不足の場合など）その保護期間の満了日から権利が消滅する。（これは、事後指定の場合に、10年間の料金を分割払いにした場合の2回目の料金が支払われなかった場合にも適用される。 71.02 参照）

規則 31(4)(a)

規則 32(1)(a)(xii) **76.02** 国際登録が更新されなかった場合、この事実は指定締約国等に通報され、公報に公表される。公報には、国際登録の番号、また、更新期間の満了日が単に公表されるだけである。国際登録が更新される可能性がある場合には通報及び公表はされず、結局これは、満了の日から6ヶ月の経過後になされることとなる（この期間は割増料金の支払いによって更新することが可能）。更新は、支払った更新料が不足している際に、更新料の差額の支払いが無い場合に取り消され、この事実は同じように公報に公表される（パラグラフ 74.03 参照）

76.03 申請された更新料の支払いが満了日までになかった場合、割増料金の支払いにより更新の可能性が残されている6ヶ月の期間が経過するまでの間には、国際登録簿に、事後指定は記録できない。また、名義人又は代理人の氏名若しくは名称又はあて先の変更以外の記録はできない。国際登録簿に更新の記録がなされれば、登録簿に事後指定又は変更が記録されることとなる。

従属と独立

従属と“セントラルアタック”

77.01 国際登録の日から5年が経過するまでの間は、国際登録による保護は、本国官庁に出願された又は登録された標章に(基礎出願、その結果登録されたもの又は基礎登録)従属したままとなる。国際登録による保護は、基礎登録又は基礎出願の結果の登録が取り消された、放棄された、撤回された、無効にされた、また消滅した場合、若しくは、基礎出願の拒絶の最終処分がされた、又は取り下げられた、といった場合には、その限りにおいて、もはや救済の余地がなくなる。その5年の期間又はその期間内に開始された行為の結果がそうであった場合も同様である。

77.02 この従属は絶対的なものであり、その全部又は一部であれ、基礎出願が拒絶され若しくは取下げられたり、又は基礎登録についての法的保護が消滅した場合には、その理由の如何を問わず、影響を受けることとなる。基礎登録に対する単一の無効又は撤回の行為により、国際登録が保護を受けているすべての国において消滅させられる過程は、「セントラルアタック」という言葉を用いて一般的に知られている。

77.03 議定書では、名義人が基礎出願をもとにして国際登録を求める場合には、基礎出願の効果が消滅することによって、保護を失う危険性が増す。これは必ずしも第三者の行為を伴うセントラルアタックによるものではない。基礎出願は、絶対的拒絶理由若しくは職権審査の過程で引用される先行する権利、又は当該領域において先行する権利を有する者による異議申立によって、基礎出願が拒絶される場合もある。前記すべての場合、及び基礎出願に関する最終判断が示された場合(すなわち、もはや再審査又は抗告を受けるとの無い段階に達した場合)には、本国官庁は国際事務局に対し、全面的若しくは部分的に国際登録を取り消すことを要請することが求められる。

77.04 マドリッドシステムの5年間の従属規定によってもたらされる結果を軽減するために、議定書では、基礎出願、基礎出願から生じる登録、若しくは基礎登録の効果が消滅することによって消滅させられる国際登録の名義人に対し、当該国際登録が国際登録簿から取消された日から3ヶ月間は、効力を有していた国際登録について、議定書に基づいて指定された締約国の官庁に対し、同じ標章の登録を出願することが認められている。このいわゆる「変更」による国内出願若しくは広域出願は、もとの国際登録がなされた日に提出されたものとして扱われることとなる。(詳細は、パラグラフ 82.01 から 06 まで参照)

77.05 国際登録は、それが基礎となっている国内又は広域出願又は登録の名義人によって提出されなければならないが、国際登録の有効性は国内又は広域出願又は登録が後に他人の名義になっても影響は受けない。国内若しくは広域出願若しくは登録の新しい名義人が国際登録の名義人になる資格を有するか否かは問題ではない。しかしながら、国際登録が基礎標章の運命に従属し続けるため、5年間の従属期間の間に名義人が基礎標章を管理できない場合には、国際登録の名義人は危険を冒すことに成る（パラグラフ 80.01 参照）。

6 条(2)

77.06 5年間の従属期間が終わると、国際登録は基礎標章より独立することとなる（パラグラフ 78.02 及び 03 を条件とする）。事後指定に関しては、別個の従属はないことに注意を要する。唯一の従属期間は、国際登録日を始点とするものだけである。

77.07 基礎出願又は基礎登録に係わる事件の結果として、国際登録が取消されるのは比較的まれなことである。2001 年において、国際登録簿に記載されたそうした取消は 190 件しかなく、それらの多くが部分的な取消し、すなわち国際登録で保護された商品及びサービスの一部だけに対するものであった。

基礎出願又は基礎登録の効果の消滅

6 条(3)

78.01 国際登録の日から 5 年間の従属期間が満了する前に、下記のいずれかの理由で基礎出願、基礎出願から生じる登録若しくは基礎登録における法的保護が消滅した場合には、国際登録による保護は受けられなくなる。

- 取り下げられた；
- 保護期間が満了した；
- 放棄された；
- 拒絶、撤回、取消又は無効の最終判断が下された。

国際登録に列挙されている商品及びサービスの一部のみについて、基礎出願、基礎出願から生じる登録、若しくは基礎登録の効果が消滅した場合には、前記商品及びサービスについて国際登録の保護が制限されることとなる。

78.02 協定においても、5年の期間が満了する前に起こされた行為によって後に法的保護が消滅した場合には、前記の規定が適用される。議定書にはもっと詳細な規定が盛り込まれており、そこには基礎出願に係る可能性が考慮されている。以下の場合、同じ規則が適用される。

- 基礎出願の効果を拒絶する決定に対して5年の期間中に抗告が提起された場合

- 基礎出願、基礎出願から生じる登録、若しくは基礎登録の取消、取消若しくは無効を求める行為が5年の期間中に開始された場合

- 基礎出願に対する異議申立が、5年の期間中に提出された場合

これらの場合であって、その結果が、5年の期間が満了した後に、基礎出願、基礎出願から生じる登録、若しくは基礎登録に対して、拒絶、撤回、取消、無効、若しくは取り下げの命令といった最終的な決定に至った場合においても、同じ規則が適用される。

78.03 さらに、基礎出願、基礎出願から生じる登録、若しくは基礎登録に対し、5年の期間が満了する前に、78.02に記載のいずれかの手続が開始された場合であって、5年の期間が満了した後に、当該基礎出願が取り下げられたり、当該基礎出願から生じる登録又は当該基礎登録が放棄されるような場合には、議定書に基づいて同じ規則が適用される。当該規定は、基礎出願、基礎出願から生じる登録若しくは基礎登録が5年の従属期間中にセントラルアタックを受けた場合、国際登録の名義人が、従属期間が満了し、官庁若しくは裁判所がこの件について最終判断を下す前に出願又は登録を放棄することによってセントラルアタックの効果を妨げることを防ぐものである。

効果消滅の通報手続

規則 22(1)(a) **79.01** 基礎出願、基礎出願から生じる登録若しくは基礎登録の効果が5年の従属期間中に消滅した場合には、本国官庁は国際事務局にその旨を通報し、該当事実と決定事項を示すとともに、かかる事実及び決定事項が国際登録によって保護されている商品及びサービスの一部のみに影響を及ぼす場合には、影響が及ぼされる商品及びサービス若しくは影響が及ぼされない商品及びサービスを示す。

規則 22(1)(b)&(c) **79.02** 5年の従属期間が満了した時点で78.02又は03に記載の行為についての結論がまだ未定の場合には、官庁は国際事務局にかかる事実を知らせなければならない。最終判断が下された時点で、本国官庁は国際事務局に該当事実を通報し、(必要に応じて)影響が及ぼされる商品及びサービスを示す。

6 条(4) **79.03** 該当する場合には、本国官庁は国際事務局に該当する範囲で(すなわち、基礎出願、基礎出願から生じる登録若しくは基礎登録について、その効果が消滅する商品及びサービスに関して)国際事務局に国際登録の取消を要請する。

79.04 当然、官庁は、問題の行為について関知しうるものであれば、国際事務局にそれを通報することができる。かかる行為とは官庁に対する行為、若しくは官庁の決定に対する抗告に該当する。しかしながら、官庁は、第三者によって裁判所に対してなされた行為については必ずしも知る由がない。ただし、かかる決定が基礎出願、基礎出願から生じる登録若しくは基礎登録に悪影響を及ぼし、国際登録の取消を要請すべきものであれば、かかる行為をなした当事者はその旨を官庁に知らせることが期待される。

規則 22(2) **79.05** 国際事務局は通報を国際登録簿に登録し、かかる通報の写しを名義人及び指定締約国の官庁に送付する。かかる通報が国際登録の取消を要請する場合には、該当する範囲で国際登録が取消される。国際事務局は、名義人及び指定締約国の官庁にその旨を通報する。

規則 32(1)(a)(viii)

規則 32(1)(a)(xi) **79.06** 国際登録の取消は、取消された日付とともにすべて公表及び記録される。同様に、5年の従属期間が満了する前に起こされた行為の結論がかかる期間の満了時において未定であるという場合には、その旨の通報は、すべて、公報によって公表される。

従属期間中における国際登録の名義人の変更

6 条(3) **80.01** 5年の従属期間中における国際登録又は基礎標章(あるいは双方)の名義人の変更によって、従属の効果に影響が及ぼされることはない。官庁が本国官庁である締約国において国際登録は、基礎標章の保護に従属する。従って、例えば基礎登録又は基礎出願から生じる登録が更新されなかった場合、若しくは基礎出願が本国官庁により取り下げ又は拒絶された場合、たとえそれが国際登録の名義人以外の者の名義で有効であっても、国際登録は保護はされなくなる。

基礎出願、基礎出願から生じる登録又は基礎登録の分割又は併合

規則 23 **81.01** 当初の出願又は登録において列挙されている商品及びサービス間での配分を行なうことによって、国際登録の根拠となっている国内又は広域出願又は登録を複数の出願又は登録に分割する、または複数の基礎出願又は基礎登録を一つの出願又は登録として併合することが可能である。国際登録の従属期間である5年の間に、かかる分割又は併合が行なわれる場合には、本国官庁は国際事務局にその旨を通報し、分割によって生じるそれぞれの出願番号又は登録番号、若しくは併合によって生じる出願番号又は登録番号を示さなければならない。

規則 32(1)(a)(xi) **81.02** 国際事務局は国際登録にかかる通報を記録し、指定締約国の官庁及び国際登録の名義人に当該分割又は併合について通報する。関連事項は公報によって公表される。

81.03 そうした分割又は併合は、国際登録に関しては何の法的効力も有しない。本国官庁による通報及び国際事務局によるその記録、通報及び公表の目的は、単に指定締約国の官庁と第三者に対して、国際登録がそれに従属している期間における基礎標章の状況に関する情報を提供することである。

変更

9 条の 5

82.01 ある国際登録を一つないしは複数の国内出願若しくは広域出願に変更する効果は、ある締約国を指定した国際登録の対象となった標章の登録に関する当該締約国の官庁に対する出願が、国際登録の日、若しくは当該締約国が事後指定されたものであれば、その指定日になされたものとして当該官庁によって扱われることである。当該国際登録が優先権を主張している場合には、国内出願若しくは広域出願もその優先権の恩恵を受けることができる。

82.02 変更は、79.01 ~ 06 に記載されているように、本国官庁の要請により、商品及びサービスのすべて又は一部について当該国際登録が取消された場合に限って可能である。ただし、名義人の要請によって国際登録が取消された場合には、これを適用することはできない。

82.03 国際登録が効果を有している範囲におけるあらゆる締約国、すなわち拒絶、無効若しくは放棄がなされていないあらゆる指定締約国について可能である。

82.04 この規定の恩恵を受けるためには、国際登録の取消日から 3 ヶ月以内に国内又は広域出願を提出しなければならない。当該出願に列挙された商品及びサービスは、関係締約国に関連して取消された国際登録(若しくは国際登録の取消された部分)に示された一覧に含まれていなければならない。

82.05 日付に関する特殊な規定を除き、変更によって生じる出願は通常の国内出願又は広域出願として有効なものとなる。当該出願は関係締約国の法律の要件をすべて満たしていなければならない。当該出願は関係する官庁に提出されなければならない。当該出願の提出は議定書若しくは共通規則の支配を受けるものではなく、国際事務局がそれに関与することはない。

82.06 変更は議定書においてのみ規定されているため（協定では規定されていないため）、その指定が議定書の支配を受ける締約国についてののみ変更の恩恵を主張することができる。

国際登録に影響を及ぼす締約国の事実

83.01 以下の条項は、33.01～37.05 で扱われている、保護に対する拒絶に関するもの以外の締約国における事実を扱う。

指定締約国における無効

5 条(6) **84.01** 国際登録の名義人が適切な時期に名義人の権利を保護する機会を提供されていないならば、締約国の執行機関は、当該締約国の領域における当該国際登録の効果に対する無効を宣言することはできない。当該無効に関する手続は、国際登録の名義人、無効のための行為を提起した当事者、及び関係執行機関（官庁又は裁判所）の間で直接行われる。名義人は、現地代理人を指名しなければならない場合もある。かかる手続は、関係締約国の法律及び手続の支配を受ける。

規則 19

規則 32(1)(a)(x) **84.02** 締約国において国際登録の効果が（全面的又は部分的に）無効となり、当該無効が抗告の対象となっていない場合には、当該締約国の官庁は、該当する場合には、無効とされる商品及びサービスを含め、国際事務局に該当事実を通報しなければならない。国際事務局は、通報に盛り込まれた情報とともに当該無効について国際登録に記録し、名義人、及び当該官庁がかかる情報の提供を希望する場合に限り当該本国官庁に、その旨を通報する。また、国際事務局は、当該無効について公報により公表する。

規則 1(xix)の 2、

19(1)(vi) **84.03** 共通規則では、「無効（invalidation）」という用語は、指定締約国の管轄官庁（行政又は司法）が、その締約国の領域内におけるその締約国の指定によって保護されている商品又はサービスのすべて又は一部に関する国際登録の効力を破棄する、又は取消す決定を意味する。これにより、官庁は無効の申し渡し日だけでなく、できれば無効の効力発生日も通報しなければならない。

名義人の処分権の制限

- 規則 20(1) **85.01** 2002 年 4 月 1 日付けで、この規定の範囲が大幅に拡大された。名義人又は名義人の締約国の官庁は、名義人の国際登録の処分権が制限された旨を国際事務局に通報することができる。そうした制限は、全体的に国際登録に関して、または指定締約国の一部だけに関して適用される。後者の場合には、そのことを国際事務局へ提出する情報の中で明示しなければならない。同様に、指定締約国の官庁は、名義人の処分権が制限された旨を国際事務局に通報することができるが、この場合は、その指定締約国の領域内における制限に関する情報だけにとどめるものとする。しかし、国際事務局は、名義人又は官庁以外の情報源、例えば、第三者からの情報に基づいて対応することはできない。
- 85.02** 名義人の処分権に対する制限が加えられる理由の例として、防衛として当該締約国における国際登録の範囲が特定されている、若しくはその範囲が委託権の対象になっている、若しくは名義人の資産の処理に関して法廷命令が出されていることが挙げられる。ただし、別の規定の対象となっているライセンス（パラグラフ 86.01 から 19 を参照）にはこの規定は適用されない。
- 規則 20(2) **85.03** 国際事務局が、この規定に従って、制限に関する通知を受け取った場合には、その通知を行なった当事者は同様にその制限の部分的解除又は全面的解除に関しても通知しなければならない。
- 規則 20(3)
規則 32(1)(a)(xi) **85.04** 国際事務局は、制限又は除去に関するいかなる情報についても国際登録簿に記録し、名義人にその旨を伝える。また、この情報は公報に公表される。

ライセンス

86.01 一部の締約国では国際標章に関するライセンスの国内レベルでの登録を行っており、そうした登録は国内標章に関するライセンスと同様の法的効力を有する。しかし、2002 年 4 月 1 日付けで、そうしたライセンスを国際登録簿に登録することが可能になり、これによって国際登録の名義人は、ライセンスが許諾されているそれぞれの締約国の官庁に対してその登録のための行動を起こす必要性から解放されることになる。

申請の提出

- 規則 20 の 2(1) **86.02** ライセンスの登録申請は、国際事務局に名義人が直接、又は名義人の締約国の官庁又はライセンスが許諾された締約国の官庁を通じて提出することができる。その申請書には、名義人又はそこを通じて提出される官庁による署名がなければならない。ライセンス契約の写しといった裏付け資料はいかなるものも国際事務局に送付してはならない。

86.03 国際登録簿にそのライセンスの登録を希望するライセンシーは、その締約国の官庁に申請を提出するよう要請することができる。その官庁は、その者がライセンシーとして登録される資格があるか否かを確認するために、適切と思われるあらゆる手段を講じるものとする。しかし、国際事務局は、名義人又は官庁による署名のないライセンシー（国際事務局にとっては未知の者）からの申請は受理することができない。

規則 20 の 2(1)(b)、
AI.セクション 4 (f)

86.04 その申請は、公式様式(MM13)を使用して提出されなければならない。また下記の項目を表示しなければならない。

- 該当する国際登録の番号
- 名義人の氏名若しくは名称
 - 出願人の氏名若しくは名称及びあて先に関する指針に従ってのライセンシーの氏名又は名称及びあて先（パラグラフ 09.02 及び 03 を参照）
- ライセンスが許諾された指定締約国
- 国際登録で保護されているすべての商品に対してライセンスが許諾されていること。又は商品及びサービスの国際分類の適切な類ごとに区分けしたライセンスが許諾されている商品及びサービス
- 上述のリストは、2000 年 9 月の WIPO 一般総会及びパリ同盟会議で採択された商標のライセンスに関する共同勧告の第 2 条で列挙されている表示及び要素に基づくものである*。国際レベルでのライセンスの登録の枠組みに関係ないと思われる表示及び要素は含まれていない。

規則 20 の 2(1)(c)

86.06 申請においては、下記の項目も表示されなければならない。

- ライセンシーが自然人である場合、ライセンシーが国民である国
- ライセンシーが法人である場合、その法人の法的性質及びその国の法令に基づいて法人が設立された国（並びに、該当するときは、当該国の地域に関する表示）

* WIPO 刊行物 No.835

- ライセンスが特定の指定締約国域内の一部のみに関するものであること。
- ライセンシーが代理人を有している場合には、実施細則に従って記載された代理人の氏名又は名称及びあて先
- ライセンスが専用ライセンス又は単独ライセンスの場合は、その事実*
- 場合によっては、ライセンスの期間

86.07 前のパラグラフにおけるリストには、ライセンスが許諾されている指定締約国の一部によって要求される可能性のある追加的な要素も含まれている。

86.08 ライセンスを登録するには、料金表に明示された手数料を支払わなければならない。登録する事実(ライセンシー、締約国及び当該商品及びサービス)が同じ場合には、申請書に記された国際登録のそれぞれに対して手数料を支払う必要があるが、一回の申請で同一の名義人の氏名若しくは名称で複数の国際登録を申請することが可能である。

欠陥のある申請

規則 20 の 2(2)(a) **86.09** ライセンスの登録申請が適用される要件に適合していない場合には、国際事務局はその旨を名義人に、またその申請が官庁によって提出された場合は、その官庁に通報する。

規則 20 の 2(2)(b) **86.10** 国際事務局が欠陥についての通報をした日から 3 ヶ月以内にその欠陥が是正されない場合には、その申請は放棄されたものとみなされ、国際事務局はその旨を同時に名義人及びその申請が官庁によって提出された場合には、その官庁に通報する。そして、国際事務局は該当する手数料の半額を差し引いた後の額をそれらの手数料を支払った当事者に返金するものとする。

記録及び通報

規則 20 の 2(3) **86.11** 申請が、適用される要件に適合している場合には、国際事務局は、申請に含まれる情報とともにそのライセンスを国際登録簿に記録し、そのライセンスが許諾されている指定締約国の官庁にその旨を通報し、また同時に名義人及びその申請が官庁によって提出された場合には、その官庁に通報する。

* ライセンスが独占的ライセンスか単独ライセンスかの表示がない場合には、そのライセンスは非独占的ライセンスであるとみなされる(規則 20 の 2 を採択する際に、マドリッド同盟会議によって承認された解釈上の声明)。

ライセンスの登録が効力を有しない旨の宣言

規則 20 の 2(5) **86.12** 国際事務局によりその締約国に関するライセンスの登録の通報を受けた指定締約国の官庁は、そのライセンスの登録がその締約国において効力を有しない旨を宣言することができる。当該締約国の法律が商標のライセンスに関して規定しており、また国際登録簿におけるそうしたライセンスの登録の効果を認めているがある特定のライセンスに異議がある場合に、そうした宣言を行なうことができる。これは、例えば、一般公衆が誤解するかもしれないからである。ある締約国において、それによってライセンスの登録の効力が否定される理由は、ひとえにその締約国の法律の問題である。

86.13 そうした宣言は、ライセンスの登録についての通報が当該官庁に送付された日から 18 ヶ月が満了する前に国際事務局に送付されなければならない。詳細については、パラグラフ B.III.54.02 から 04 を参照されたい。

国際登録簿におけるライセンスの登録が締約国において効力を有しない旨の宣言

規則 20 の 2(6)(a) **86.14** 法律によって商標のライセンスが全く規定されていない締約国の官庁は、国際登録におけるライセンスの登録がその締約国において効力を有しない旨を国際事務局長に通報することができる（パラグラフ B.III.54.05 を参照）。

規則 20 の 2(6)(b) **86.15** 法律によって商標のライセンスが規定されてはいるが、国際登録簿に登録されたライセンスの効力が認められていない締約国の官庁は、国際登録におけるライセンスの登録がその締約国において効力を有しない旨を国際事務局長に通報することができる（パラグラフ B.III.54.06 を参照）。

ライセンスの登録の修正又は取消し

規則 20 の 2(4) **86.16** ライセンスを登録した後で、名義人又はライセンシーはそのライセンスに関する詳細の一部を修正することを希望することができる。その申請は公式様式 (MM14) を使用して提出されなければならない。パラグラフ 86.02 から 86.06 が適用される。

86.17 国際登録に関する新たなライセンスが登録れる場合には、その申請はライセンスの修正とはみなされずに、新たなライセンスとみなされ、様式 MM13 を使用して提出されなければならない。

86.18 パラグラフ 86.02 及び 03 はまた、ライセンスの登録の取消しの申請に対しても適用される。その申請は公式様式 (MM15) を使用して提出されなければならない。ひとたび取消しが申請されると、そのライセンスが国際登録簿から除去される。ライセンスの登録の取消しには、手数料はかからない。

86.19 ある国際登録に関して複数のライセンスが登録されている場合、ライセンスの登録の修正又は取消しの申請を提出するにあたっては、どのライセンスがその申請の対象であるのかを明確かつ明瞭に特定しなければならない。

国際登録による国内登録又は広域登録の代替

4 条の 2 (1)

87.01 協定及び議定書の第 4 条の 2 には、締約国の官庁において国内又は広域登録の対象となる標章は、特定の条件のもとで、同じ標章の国際登録に代替することが規定されている。それらの条件を以下に列挙する。

- 国内又は広域登録と国際登録が同じ名義人の名義で登録されていること；
- 国際登録の保護が当該締約国に及んでいること；
- 国内又は広域登録に列挙されている商品及びサービスが、当該締約国に係る国際登録にも列挙されていること；
- 当該締約国(事後指定の国であってもよい)への国際登録の拡張が国内又は広域登録がなされた後に有効になっていること。

87.02 さらに、その効果には、国内又は広域登録によって取得された権利(例えば、優先権主張若しくは標章の先行使用による権利)を損なうものであってはならないものとする。

87.03 このような場合において、諸般の条件が満たされているか否か、特に国内若しくは広域登録に列挙されている商品及びサービスが国際登録にも列挙されている必要があるという要件が満たされているか否かということの名義人自身で確認する必要がある。勿論、国際登録に列挙されている商品及びサービスが国内又は広域登録に列挙されている商品及びサービスと全く同一である必要はなく、その範囲がもっと広くても差し支えない。ただし、国際登録に列挙されている商品及びサービスの範囲が国内又は広域登録に列挙されている商品及びサービスの範囲よりも狭いということとはできない。さらに、国際登録において使用されている名称は、少なくとも意味において、同じものとならなければならない。

87.04 国内又は広域登録が国際登録に代替されるということは、当該登録が中止されたり、あるいは影響を受けるという意味ではない。国内又は広域登録は、同じ名義人によって更新される限り、当該登録に付随するすべての権利とともに、関係締約国の登録簿に保持される。

4条の2(2) **87.05** その国内又は地域登録簿に標章が登録されている官庁は、名義人からの(直接的な)要請によって、その登録簿に当該国際登録についての記録を行う。ただし、このことは、代替による利益を得るための強制的な要件として解釈してはならない。第4条の2(1)には、代替は自動的に行われ、そのために名義人が何らかの行為をする必要も、また代替を何らかの形で記録する必要もないことが明確に規定されている。ただし、第三者に対する情報という観点では、官庁がその登録簿に国際登録についての記載をなすことが推奨される。

87.06 国内又は広域登録を代替する場合でも、当該国際登録が基礎出願、基礎出願から生じる登録若しくは基礎登録に従属する5年の期間中は、国内又は広域登録を更新することが国際登録の名義人にとって有利である。

規則21

規則32(1)(a)(xi) **87.07** 官庁に対する名義人による申請に従い、指定締約国官庁が、その登録簿に、国内又は広域登録が当該国際登録により代替される旨の記録を行った場合には、当該官庁は、国際事務局にその旨の通報をしなければならない。国際事務局は、通報された事項を国際登録簿に記録し、その旨を名義人に通報する。また、これらについて公報により公表する。

特定の継承国における国際登録の効果の継続

規則39 **88.01** 本規定は、協定に基づいて指定された国家が、当該国(独立前の旧国)の領域の一部が独立した国(承継国)となる結果生じる変更によって影響を受けるときに、そのような場合における国際登録の保護について扱う。このような場合に、承継国は事務局長に対し、協定が承継国によって適用されるという効果を有する継続の宣言を行うことができる。

このような宣言は、ソビエト連邦及びユーゴスラビア及びチェコスロヴァキアの承継国によって預けられる。

規則39(1) **88.02** 独立前の旧国への領域指定が承継国による通報の日に先立って有効とされる国際登録の名義人は、国際事務局から通報を受ける。名義人は、通報を受けた日から6ヶ月以内に国際事務局に対して、承継国においても当該国際登録の効果が継続されることを要請する申請書を提出するとともに、同じ6ヶ月の期間中に共通規則で定められた額の手数料を国際事務局に支払うことによって、承継国における国際登録の保護を継続させることができる。その手数料の一部は、国際事務局から当該承継国にわたることになる。

88.03 保護の継続を申請するための期限が切れた後の関係締約国における国際登録の保護は、事後指定の方法によってのみ可能である。

規則39(3) **88.04** 国際事務局は、申請書と手数料を受領した場合には、承継国の官庁にその旨を通報し、国際登録簿にその旨を記録する。また、公報によって関連事項を公表する。

規則39(4) **88.05** 承継国は、旧国への領域指定に関して、協定の第5条(2)に記載される期限がまだ切れていない場合に限って、国際登録の保護を拒絶することができる。しかしながら、共通規則の39条(4)は、承継国の官庁が、当該承継国において効果の継続を要請する対象となっている国際登録に関し

て、(継承が行われる前に)旧国によって国際事務局に通報された保護の拒絶に対する最終決定を、協定第5条(2)に規定された期間を経過した後に、通報することを妨げるものではない。